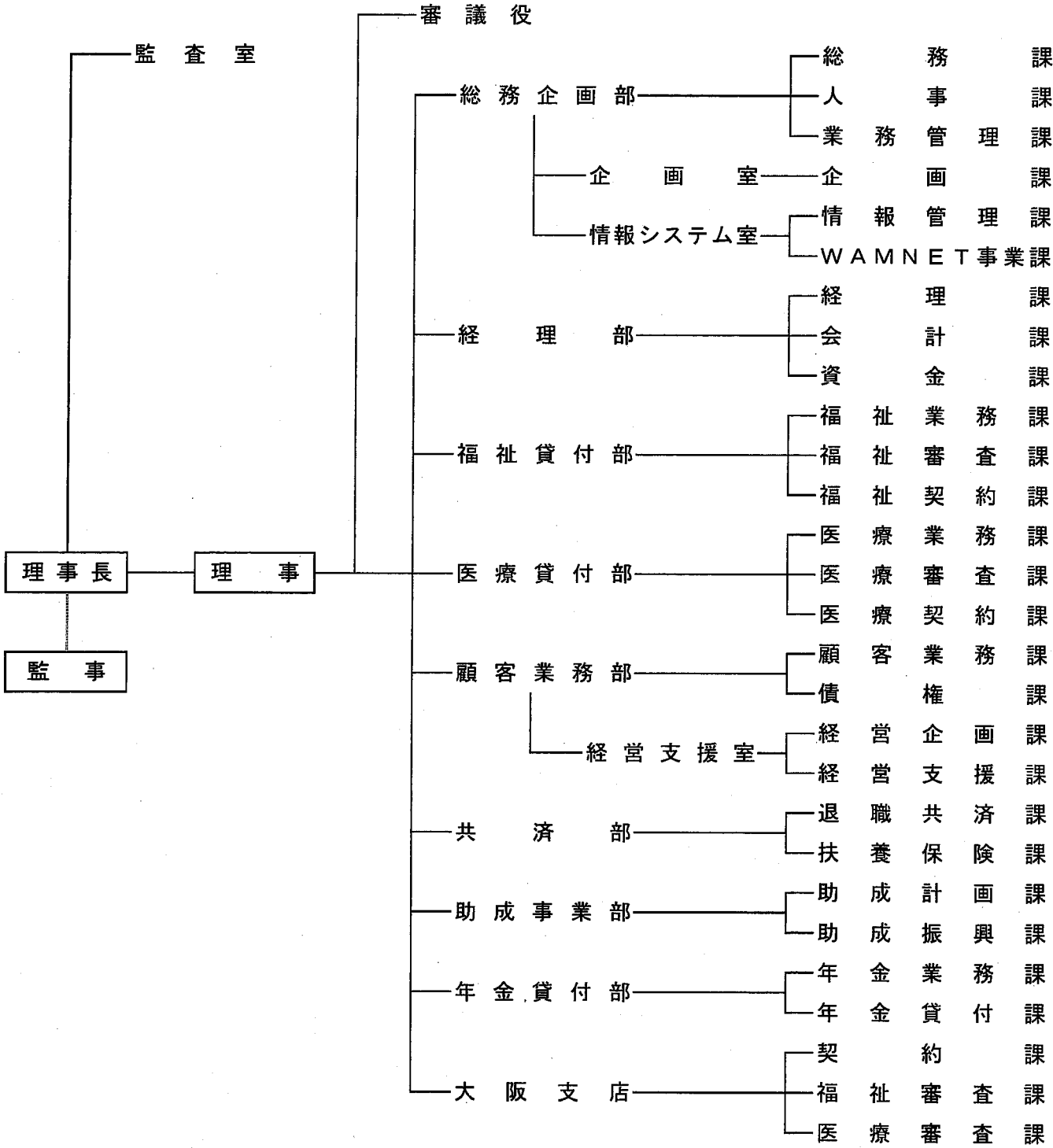


**平成23年度  
業務実績評価シート添付資料**

## 平成23年度業務実績評価シート添付資料 目次

対象	番号	資料名	担当部	頁
評価項目1 (業務運営の改善)	1	独立行政法人福祉医療機構組織図(平成23年4月1日現在)(#1)	総務企画部	P1
	2	金融庁検査準備室の概要(#3)	総務企画部	P2
	3	経営理念(民間活動応援宣言)(#3)	企画室	P3
	4	事業関連連携強化・働きがいのある職場づくりプロジェクトチームの概要(#3)	企画室	P4
	5	東日本大震災プロジェクトチームの概要(#4)	企画室	P6
評価項目2 (業務運営の改善)	6	品質マネジメントシステム(QMS)運用状況(#5)	総務企画部	P7
	7	リスク対応計画の概要(#5)	総務企画部	P9
	8	事業継続計画の概要(#5)	総務企画部	P12
	9	意見提案箱制度の概要(#6)	総務企画部	P17
	10	個人情報保護方針(#8)	総務企画部	P19
評価項目3 (業務運営の効率化)	11	業務・システム最適化計画の概要(#9)	情報システム室	P20
	12	WAM NET次期システムの概要(#9)	情報システム室	P21
評価項目4 (業務運営の効率化)	13	国家公務員と福祉医療機構との給与水準の比較(#19)	総務企画部	P22
評価項目5 (福祉貸付)	14	福祉貸付事業における融資方針(#21)	福祉貸付部	P23
	15	東日本大震災に係る特別措置の概要(#23)	福祉貸付部	P28
	16	融資のポイント(ガイドライン)(#24)	福祉貸付部	P30
評価項目6 (医療貸付)	17	医療貸付事業におけるガイドライン(#28)	医療貸付部	P38
	18	経済危機対策・出産育児一時金等の制度見直しに伴う経営安定化資金(#31)	医療貸付部	P42
	19	東日本大震災に係る特別措置の概要(#32)	医療貸付部	P44
評価項目7 (福祉・医療貸付)	20	新規契約分の利差額について(#38)	経理部	P47
	21	東日本大震災に係る特別措置の概要(#43)	顧客業務部	P48
評価項目8 (経営支援)	22	集団経営指導事業(セミナー)の実施状況(#45)	経営支援室	P49
	23	セミナー受講者に対するアンケート調査結果(#45)	経営支援室	P50
	24	経営分析参考指標の概要(#47)	経営支援室	P60
	25	経営指標自己チェックシートの概要(#47)	経営支援室	P65
	26	簡易経営診断フォーマット(#48)	経営支援室	P66
	27	個別経営診断の利用者に対するアンケート調査結果(#48)	経営支援室	P68
	28	経営指導ノウハウの民間への普及検討にかかる中間報告の概要(#53)	経営支援室	P69
評価項目9 (助成)	29	社会福祉振興助成事業の概要	助成事業部	P70
	30	平成23年度及び24年度助成事業の募集要領<※平成23年度2次募集分含む>(#55)	助成事業部	P72
	31	平成23年度社会福祉振興助成事業審査・評価委員会委員名簿(#56)	助成事業部	P78
	32	平成23年度及び24年度助成事業の選定方針及び評価方針(#56)	助成事業部	P79
	33	平成23年度分助成事業の審査・採択に係る見直しの概要(#56)	助成事業部	P90
	34	平成22年度助成事業に関する評価報告書<概要>(#62)	助成事業部	P91
評価項目10 (共済)	35	東日本大震災に係る特別措置の概要(#73)	共済部	P102
	36	単位掛金額の見直しの概要(#74)	共済部	P103
	37	退職手当共済電子届出システムの概要(#75)	共済部	P106
	38	退職手当共済電子届出システムの利用者に対するアンケート調査結果(#75)	共済部	P107
評価項目11 (保険)	39	心身障害者扶養保険資金の運用体制イメージ図	経理部	P110
	40	心身障害者扶養保険財務状況将来予測(#77)	共済部	P111
	41	心身障害者扶養保険資産運用委員会委員名簿(#78)	経理部	P115
	42	2011年度の投資環境(#81)	経理部	P116
	43	心身障害者扶養保険資金の運用に関する基本方針(#85)	共済部	P119
	44	東日本大震災に係る特別措置の概要(#95)	共済部	P122
評価項目12 (WAMNET)	45	被災地支援団体用掲示板の概要(#96)	情報システム室	P123
	46	WAM NETの利用状況(ヒット数・利用機関登録数の推移)(#98)	情報システム室	P124
	47	WAM NET利用者アンケート調査に関する満足度(#98)	情報システム室	P125
評価項目13 (年金担保)	48	年金担保貸付事業の取扱変更の実施状況(#102)	年金貸付部	P126
	49	年金担保貸付制度の廃止に向けた今後の対応方針	年金貸付部	P127
	50	東日本大震災に係る特別措置の概要(#103)	年金貸付部	P129
評価項目14 (承継住宅)	51	東日本大震災に係る特別措置の概要(#114)	年金貸付部	P131
	52	承継教育資金貸付けあっせん業務の休止(整理合理化計画から抜粋)	年金貸付部	P132
評価項目15 (財務関連)	53	各勘定別の損益状況(平成23年度)(#117)	経理部	P133
	54	IR活動の概要(平成22年度)(#120)	経理部	P138
	55	不要財産の国庫納付の概要(#122)	経理部	P139
評価項目16 (人事関連)	56	人事評価制度の運用状況(#124)	総務企画部	P141
	57	職員研修体系(平成23年度)(#125)	総務企画部	P142

独立行政法人福祉医療機構の組織（平成24年4月1日）



## 金融庁検査準備室の設置について

平成26年4月予定の新法人への移行に併せ、金融庁によるリスク管理態勢にかかる検査の導入が予定されており、これに適切に対応するために、機構全体のリスク管理態勢を構築する必要がある。ついでには、平成24年4月にそのリスク管理態勢を構築の調整担当として総務企画部に業務管理課を設置し、その構築にあたっては機構内の全部署が連携して組織的に対応する必要があるため、「金融庁検査準備室」を設置する。

設置期間：平成24年4月1日から平成26年3月31日

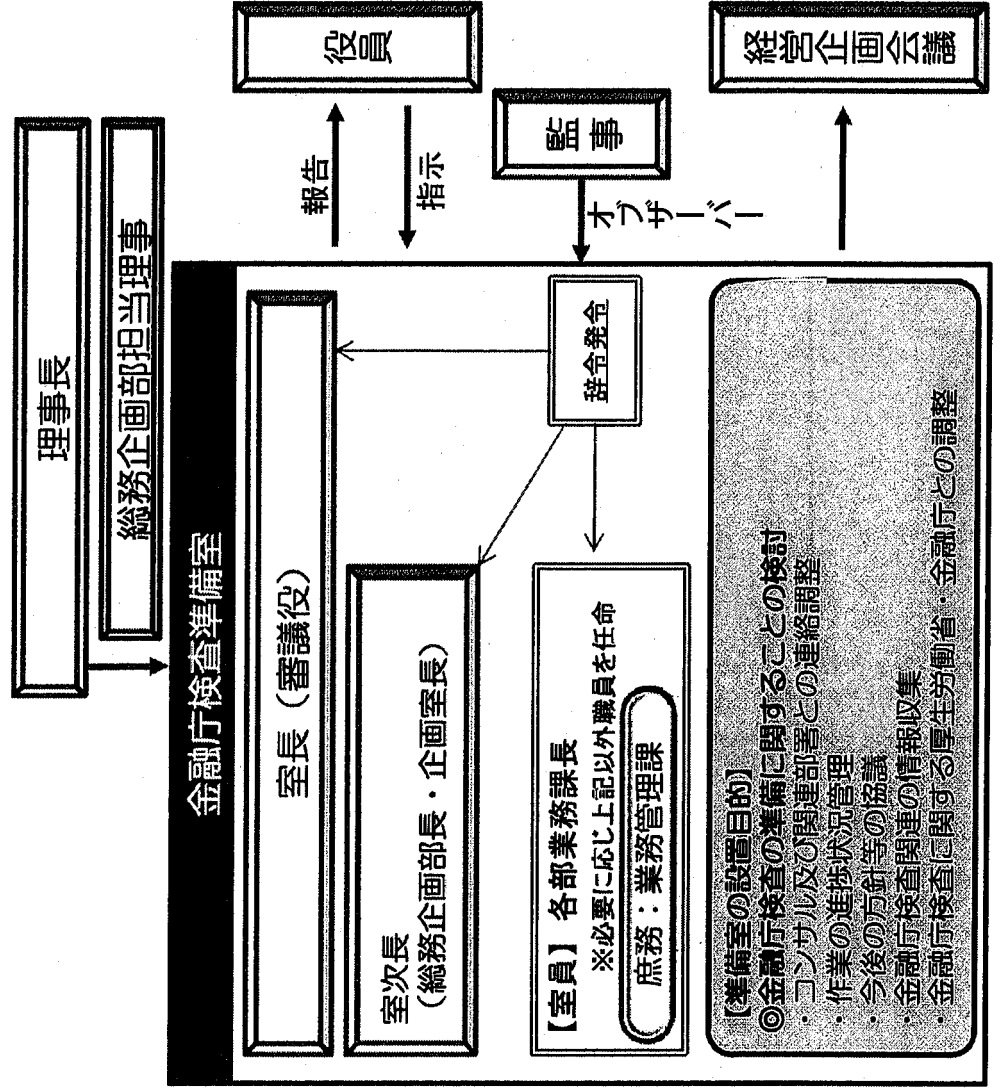
### 設置目的

### 業務管理課業務と金融庁検査準備室の業務分担イメージ

#### 組織規程上の組織

##### 業務管理課

- 【所掌事務】
- ・リスク管理・危機管理等内部統制に関すること
  - ・品質マネジメントシステムの維持管理に関すること
  - ・金融庁検査の準備に関すること
  - ・機構の保有する情報の公開及び個人情報保護に関する事務の企画及び調整に関すること。



# 経営理念（民間活動応援宣言）



独立行政法人福祉医療機構(以下「福祉医療機構」)は、社会福祉・医療事業団の事業を承継し、平成15年10月1日に福祉の増進と医療の普及向上を目的として設立された独立行政法人です。

福祉医療機構は、福祉施設や医療施設に対するご融資や経営支援、WAMNET、退職手当共済、心身障害者扶養保険、年金担保貸付、NPOへの助成など多種多様な商品・サービスを提供し、社会保障を支える福祉医療の基盤づくりに貢献しています。

私どもは「民間活動応援宣言」を掲げ、お客さま目線を大切にし、福祉と医療の一体的な商品・サービスの提供を通じて地域の福祉と医療の連携、地域力の向上に貢献していきたいと考えています。また福祉と医療の専門店として専門性を磨き、民間活動を応援していきます。

今後とも福祉医療機構が国民の皆様にとって身近で信頼され続ける組織となるよう、お客さま目線に立って自己改革に取り組みますと共に、心豊かに安心して暮らすことができる地域社会の実現にむけてお役に立てるよう役職員一丸となり努めていく所存であります。

独立行政法人福祉医療機構  
理事長 長野 洋

## 福祉医療機構 民間活動応援宣言

私たちは、国の政策効果が最大になるよう、地域の福祉と医療の向上を目指して、お客さまの目線に立ってお客さま満足を追求することにより、福祉と医療の民間活動を応援します。

1. 民間では対応が困難な政策金融やNPOへの助成などにより、福祉と医療の向上を目指します。
2. 専門性を磨き、民間活動への支援の質を高め、福祉と医療の向上を目指します。
3. 機構の持つ総合力を発揮し、福祉と医療の連携を支援します。
4. 公共性、透明性及び自主性を発揮し、コンプライアンスを徹底することにより、健全性を確保します。
5. コスト意識を徹底し、効率的な業務運営を行います。
6. 強く明るい職員を目指し、自ら働きがいのある組織として、お客さま満足を追求します。

民間活動応援本部におけるプロジェクトチーム活動実績

PTの活動

民間活動応援本部に「業務間連携強化PT」及び「働きがいのある職場づくりPT」を設置し、各PTそれぞれのテーマについて検討を行い、民間活動応援本部に対し提案を行った。

業務間連携強化PTの活動①

テーマ	提案内容	対応
<p>(ア) 共通アンケート項目 事業別の満足度調査の経年比較をするため、アンケート調査の項目の統一を図り、業務改善等に役立てるための検討を行い、平成23年度アンケート調査に反映させる。</p>	<p>各事業部におけるアンケート調査では、各事業への顧客の満足度を、①手続き面、②制度面、③職員の対応面の3つの観点から調査を行うこととする。</p>	<p>平成23年度において対応済み</p>
	<p>満足度を調査する設問については、選択肢を4択とし、不満足を表す回答であった場合は、業務改善に役立てるとの観点から、その理由を記入する欄を設ける。</p>	<p>平成23年度において対応済み</p>
	<p>職員対応の観点におけるアンケートの項目は、事業間で違いがないことから、「お客様に対する当機構職員の言葉づかい、態度はいかがでしたでしょうか？」との表現に文言を統一する。</p>	<p>平成23年度において対応済み</p>
	<p>福祉貸付事業と医療貸付事業については、貸付業務として共通している側面が多いことから、来年度以降のアンケートにおいては、実施時期（アンケートを行う時点）や設問内容を統一する方向とする。</p>	<p>福祉貸付部及び医療貸付部において協議した結果、平成24年度から実施時期及び設問内容を統一しアンケートを実施する。</p>

民間活動応援本部におけるプロジェクトチーム活動実績

業務間連携強化PTの活動②

テーマ	提案内容	対応
<p>(イ) 業務間連携強化 地域連携の推進に向けた機構の取組みを行うため、連携の中核となる事業を定め、その他事業が中核事業と何が連携できるかの検討を行う。</p>	<p>重要事項説明書作成</p>	<p>重要事項説明書作成</p>
	<p>機構が保有するデータの共有化</p>	<p>「貸付・管理・経営支援連絡会議」において平成24年度内の実施に向け引き続き検討を行う。</p>
	<p>お客さまレポートの送付</p>	<p>お客さまレポートの送付</p>
	<p>統計調査データの機構業務への活用</p>	<p>広報委員会等において実施に向けて引き続き検討を行う。</p>
	<p>WAMコンシェルジュの設置</p>	<p>上記以外の提案</p>
	<p>既往貸付先に関する相談窓口の一本化</p>	<p>中長期的な検討課題とする。</p>
	<p>地域連携活動に対してのWAM事業間連携による支援</p>	
	<p>貸付関係事業の再編</p>	
	<p>福祉貸付部と医療貸付部の統合</p>	

# 民間活動応援本部におけるプロジェクトチーム活動実績

## 働きがいのある職場づくりPTの活動

テーマ	提案内容	対応
<p>「民間活動応援宣言」における「強く明るい職員を目指し、自ら働きがいのある組織として、お客さま満足追求」について、具体化するため、各部職員からなるプロジェクトチームを結成し、意見収集の上、機構の将来像や方向性等について模索する。</p>	<p>◆人事異動の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○機構の専門性（キャリアパス）の明確化</li> <li>○職種の見直し</li> <li>○異動内示の早期化</li> <li>○人事異動の理由・期間等の方針の明確化</li> <li>○社内公募制度の創設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○機構の専門性（キャリアパス）の明確化及び職種の見直しの検討 キャリアパスについて業務内容に応じた専門職化を検討</li> <li>○異動内示の早期化の実施 外部異動、退職者の内示の早期化（約10日間早めた）</li> <li>○人事方針の明確化             <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年度人事方針等において、人事の時期（4月、10月）及び人事ローテーション（原則2～3年）等を明確化</li> <li>・人事の異動理由については公開がなじまないケースも少なくないことから、個別説明は原則としてしない。</li> </ul> </li> <li>○社内公募制度の創設（一部実施） 全ての公募制は人事上問題があり、研修派遣等必要に応じて行う。</li> </ul>
	<p>◆職場の雰囲気向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○表彰制度の充実</li> <li>○機構内広報誌の充実</li> <li>○各部間若手職員（係長以下）交流会</li> <li>○部・課単位での外部研修制度への参加</li> <li>○サンクスカードの導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○表彰制度の充実の実施 業務改善提案制度（優秀提案の表彰、賞与の加算）の見直しを行い、平成24年度から実施</li> <li>○機構内広報誌の充実及び各部間若手職員（係長以下）の交流会の開催 庶務課長会議を通じて提案内容を周知し、実施する。</li> <li>○部・課単位での研修制度（運用上は実施可能） 人事課が行う研修の中で整理</li> <li>○サンクスカードの導入について検討 具体的対応が可能かどうか引き続き検討する。</li> </ul>
	<p>◆知名度向上</p>	<p>引き続き広報委員会において検討する。</p>

## 東日本大震災プロジェクトチームの設置について

### PT設置目的

平成23年7月28日の第9回経営企画会議において、理事長より「どう支援したら福祉施設、医療施設を再生できるか、利用者の立場に立って利用者のニーズを把握して機構として出来ることを提案していただきたい。」というご発言を踏まえ、今般、瀬上理事をリーダー、審議役をサブリーダーとして、顧客業務部、福祉貸付部、医療貸付部、年金貸付部及び総務企画部企画室合同による「東日本大震災プロジェクトチーム」を8月から発足させ、今後の対応等を検討する。

### PTテーマ

- (1) 「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」及び「中小企業再生ファンド」へのWAMとしての対応の企画
- (2) 金融庁、金融機関、他の政府系金融機関の動向把握と調整等

### PTメンバー

- (リーダー) 総務企画部担当理事
- (サブリーダー) 審議役
- (メンバー) 顧客業務部、福祉貸付部、医療貸付部、年金貸付部
- (事務局) 総務企画部企画室



# 品質マネジメントシステム(QMS)運用状況(平成23年度)

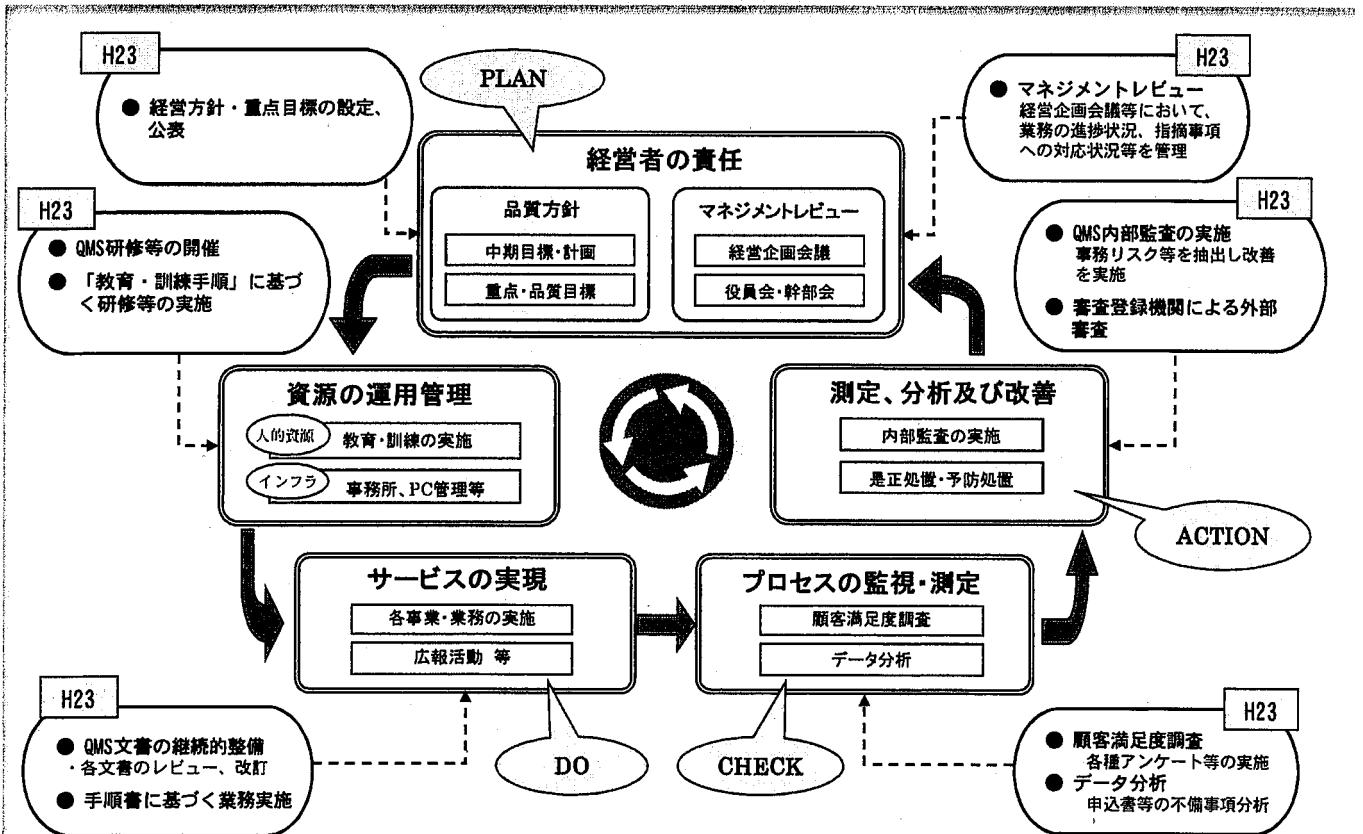
## 1. 認証の概要

- (1) 組織事業所名：東京本部及び大阪支店
- (2) 登録範囲：【東京本部】  
 福祉貸付事業、医療貸付事業、債権管理、経営診断・指導事業、  
 社会福祉振興助成事業、退職手当共済事業、心身障害者扶養保険事業、  
 年金・労災年金担保貸付事業、福祉保健医療情報サービス(WAM NET)事業、  
 年金住宅融資等債権管理回収業務等事業及び付帯する業務委託した貸付業務  
 及び債権管理業務の管理  
 【大阪支店】  
 福祉貸付事業、医療貸付事業及び付帯する業務
- (3) 認証規格：ISO9001:2008 / JIS Q9001:2008
- (4) 審査登録機関：エイエスアール株式会社
- (5) 初回登録日：2005年4月11日 (有効期限2014年4月10日)

## 2. QMS構築の経緯

- 平成16年11月12日：機構における品質マネジメントシステム(QMS)の発効・運用開始
- 平成17年 4月11日：機構のQMSについてISO9001認証登録
- 平成20年 9月25日：代理貸付業務、年金住宅融資等債権管理回収業務等事業についてISO9001認証追加登録
- 平成20年2月～3月：ISO9001認証継続審査の受審
- 平成20年 4月11日：ISO9001認証の更新
- 平成23年 4月11日：ISO9001認証の更新

## ◇機構の品質マネジメントシステム(QMS)概念図



## ◇QMS主要対応事項（平成23年度）

### 1. QMS内部監査の実施

#### (1) 監査対象部署

機構における全部署

#### (2) 監査期間

平成23年6月～平成23年12月

#### (3) 監査結果等

- ・QMSの効果的運用を確認（顧客重視の定着、積極的改善活動等）
- ・確認された優良事例（22件）については、機構内イントラネットで公表
- ・不適合（1件）、要改善項目（18件）、要修正（15件）及び検討依頼（38件）については、必要に応じて順次対応を実施
- ・監査結果の総括報告を経営企画会議において報告

#### 優良事例（抜粋）

- 「福祉貸付融資相談・審査マニュアル」の継続的改善（福祉貸付部）
- 事業報告書発送業務にかかる誤封入防止策の策定（顧客業務部）
- 請求書受領前のプロセスを含む、退職手当金支給の迅速化推進（共済部）

### 2. QMS文書の継続的整備

- ・ 各文書は、年度当初にレビュー（業務実態との適合性等の確認）を行ったほか、必要な都度改訂を実施

### 3. QMS研修の開催

機構QMSの普及・啓発、活用度向上等を目的として、研修を実施

- ① 新任職員研修（ISO9001の概要、機構QMSの概要、日常業務とQMSとの関連性等）
- ② 業務改善の更なる活性化、QMSの効果的かつ効率的運用の推進を目的に、係長、主査及び係員を対象にQMS研修（e-ラーニング形式）を実施

### 4. 認証機関による定期審査を受審（平成24年2月）

- ・ QMSの認証範囲が正しく継続的に実行されており、要求事項に関して継続的に適合していることを確認。（不適合の指摘なし）

H21.10

リスク・危機管理基本方針作成

リスク管理等の基本的事項を定めリスク管理等を適切に実行することにより、機構業務の健全性の確保を図ることを目的として策定

リスク管理委員会運営要領

基本方針第2条第3号に規定するリスク管理を適切に実施することを目的とする。

H22.3

リスク対応計画の策定

各部から抽出したリスク一覧表のうち、影響度と発生頻度に応じて優先対応リスク(※)を選定し、リスクに対する対応計画を策定した。

※優先対応リスクとは？

- (1) 1年以内に発生する可能性があり、業務に甚大な影響を与えるもの
- (2) 1年以内に発生する可能性があり、業務に中程度の影響を与えるもの
- (3) 3年以内に発生する可能性があり、業務に甚大な影響を与えるもの

H22.10

リスク対応計画の中間報告

22年4月～10月までの状況を報告

今回の活動

H23.11

リスク対応計画の実績評価

22年度に実施したリスク対応計画の実績について評価

## 平成22年度のリスク管理活動の主な対応状況

リスク対応計画の実施

リスク対応計画に記載されていた事項を実施しなかった事例は3件あった。いずれも、リスクがなくなったわけではなく、業務等の事情等により、実施されなかったものである。

リスクの見直し

助成事業部においては、基金事業から助成事業(補助金)の変更に伴う環境に変化のあったことから、リスク自体の見直しを行った。

リスクの出現

優先対応リスクのうち、リスクが出現した事例は10件あったが、事業の継続を困難とさせるまでには至らなかった。

対応計画の見直し

対応計画を見直すものは、9件あった。  
うち5件はリスクが出現したため計画を見直した。  
うち4件は、リスクの出現には至らなかったが、対応事項の見直し(2件)、リスクの内容の見直し(2件)を実施した。

# リスクの見直し: リスクの内容を見直した事例

	リスク名称	見直し前	見直し後	変更理由
9	(助成事業部) 外部からの申請等、書類の取扱い事務の遅延・処理漏れ等、業務全般のリスク	助成金申請、事業完了報告、評価等に係る申請書類の提出が遅れ、取扱い事務が遅れる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>助成金申請の不備等により助成決定が遅れ、計画通りの実施ができず、助成事業の目的が達成できない。</li> <li>事業完了報告の提出が遅れることにより、助成事業の実施状況や成果の確認ができず、助成事業の実施主体としての説明責任を果たせない。</li> </ul>	リスク対応計画作成時において助成事業のスキームが完成していなかったため、リスクの見直しを行った。
33	(助成事業部) 助成金返還金の延滞リスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>助成金の返還期限(返還請求日から20日以内)が守られない、もしくは債権回収が困難となる。</li> <li>団体(法人)が解散・破産等</li> <li>団体(法人)の活動が停止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県・指定都市社会福祉協議会への事務委託が行われなくなったことにより、以前に比べ、審査時や事業実施時点における十分な状況確認ができないことから、不適切な団体へ助成金が交付される、あるいは債権回収が困難となるなどのリスクがある。</li> <li>その結果、助成金制度全体の信頼性の低下につながるリスクも生じる。</li> </ul>	

# 対応計画の見直し: リスク対応計画を見直した事例①

	リスク名称	見直し前	見直し後	追加・変更理由
1	(福祉貸付部) 与信リスク: 経営状況の悪化等に伴うリスク管理債権の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>月賦償還の義務化</li> <li>標準モデルに基づき審査を行う</li> <li>資金交付及び事業完了報告の簡素化及び効率化を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>月賦償還の義務化</li> <li>標準モデルに基づき審査を行う</li> <li>介護施設等に加え、保育所についても標準モデルを作成し、審査に活用する</li> <li>資金交付及び事業完了報告の簡素化及び効率化を図る</li> </ul>	保育所の標準モデルを審査に活用する
9	(助成事業部) 助成金返還金の延滞リスク	国が定める補助金交付要綱に基づく対応方針を検討する	<ul style="list-style-type: none"> <li>提出期限の周知徹底を図るとともに、提出期限が過ぎた助成先団体に対しては、速やかに期限を区切って督促を行う。また、必要に応じて現地調査を実施して、状況を把握し、適切に対処する。</li> </ul>	助成制度や業務環境が大きく変わったため

## 対応計画の見直し:リスク対応計画を見直した事例②

	リスク名称	対応事項	追加・変更理由
33	(助成事業部) 助成金返還金の 延滞リスク	見直し前 助成金確定処理の事務手続きについて、国が定める補助金交付要綱を踏まえ、効率化方策を検討する。  見直し後 各地で実施される助成事業については、地域の関係機関からの「紹介状」の提出を推奨することにより、団体の活動実績の確認の一助とする。また、助成期間中も進捗状況調査の実施だけでなく、必要に応じて速やかに現地での調査を実施し状況を把握し、適切に対処する。	助成制度や業務環境が大きく変わったため
34	(総務企画部) 自然災害等により 業務の継続が重大な影響を受ける リスク	見直し前 ・自然災害等により業務継続が不可能となった場合の事業継続計画の策定の検討 ・計画策定  見直し後 事業継続計画は平成23年2月に策定完了したが、東日本大震災を踏まえた計画の見直しするとともに、研修の実施により周知を図ることとする。	事業継続計画が策定されたため

## 平成23年度以降のリスク管理活動について

平成22年度のリスク管理の状況を踏まえた平成23年度以降のリスク管理活動については、以下のとおりを予定しております。

### リスク対応計画の見直し

各部署から提出された平成22年度中の自己評価結果及び平成23年度の運用状況を踏まえ、次期リスク対応計画を策定（添付資料:「リスク対応計画」参照）  
また、各部署間におけるリスク管理活動の内容の軽重が整理されていないため、平成23年度中に検証を行う。

### 評価方法等の検討

策定されたリスク対応計画について、モニタリング方法や評価方法を検討する。

### リスク管理活動の周知

リスク対応計画は経営上の課題であるため、リスク管理活動の重要性、職員が果たすべき役割などについての周知活動を行う。

### リスクに対する報告・共有体制

リスク対応計画に記載されているリスクの出現やリスクの出現の恐れのある事例についての相談・共有体制を検討する。

# 事業継続計画の見直し等について

## 事業継続計画(Business CONTINUITY PLAN)とは？

事業継続計画とは、災害や事故で被害を受けても、重要業務が中断しないこと、及び中断しても目標復旧時間内に再開することにより、信用低下による顧客の流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから、企業を守る経営戦略のこと。(リスクマネジメント)

### BCとは

- ①組織が災害や事故などで被害を受けても重要業務を中断しないこと
- ②中断が許される時間内に(なるべく早く)復旧させること
- ③ただし、中断が許されないものは中断させないこと

### BCのために取り組むべきこと

重要業務の特定

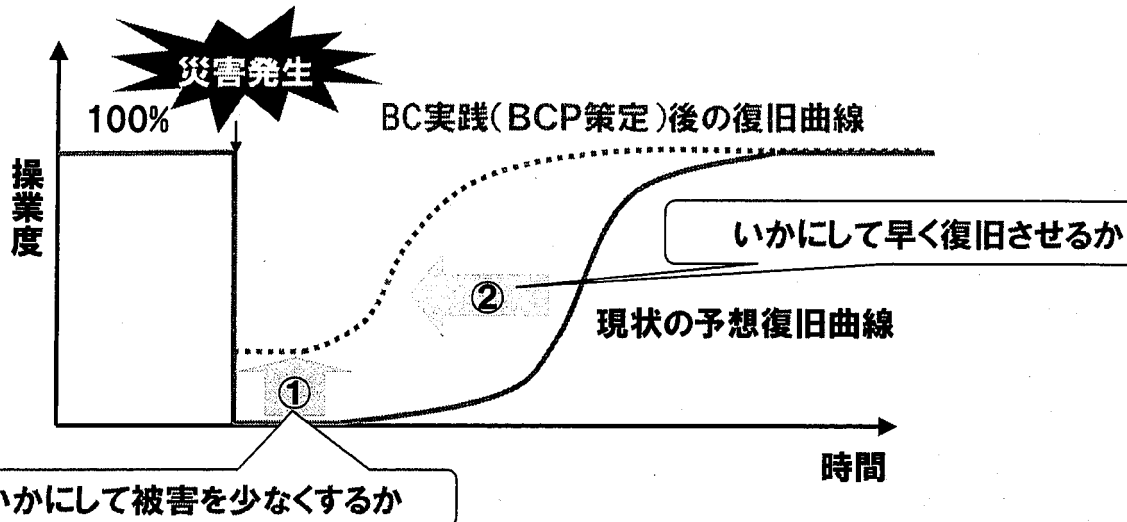
業務中断からの  
早期復旧

被害の予防／防止

## 事業継続(BC)の概念

### <事業継続のための2つの側面>

- ①被害を予防/防止する
  - ・被害や影響を最小限にする事前対策/計画
- ②重要業務が中断した場合は早期に復旧
  - ・可能な限り早期に再開させる復旧対策
  - ・ブランドスイッチさせない重要業務の目標復旧時間を設定



## 事業継続計画について

### 福祉医療機構における 事業継続計画(目的)

機構においては、リスク管理の一環として、大規模な地震など危機が発生したとき、業務を遂行(継続)するという社会的使命を果たすため、被害の局限化という観点に留まらず、コンプライアンスの確保や社会的責任という観点から事業を継続するために作成された行動計画、その運用、見直しまでのマネジメントシステムとして、平成23年2月のリスク管理委員会で承認された。

### 機構の事業継続計画の 基本方針

- 1 災害時の発生において最優先するのは役職員(派遣職員を含む)及び訪問者の生命の安全確保。
- 2 経営理念である「お客さま満足の向上」や「地域における福祉医療の機能を支える」使命と社会的責任を果たすため、業務を継続する。
- 3 事前対策、早期再開のための組織対応、リスクに的確に対応するための事業継続体制を確立する。

# 事業継続計画を見直す理由

## 震災を踏まえた対応

・東日本大震災で被災したが、サーバールームは被害がなかったものの、危険な状態にあった  
→被災に強いデータセンターに移設を検討

・ロッカーや書棚が転倒した  
→防災対策の充実

・震災直後、電話による通信が困難  
→電話回線を利用せず、インターネット回線を利用した安否確認方法に見直し

## その他

・大阪支店が被災した場合の計画及び本計画における大阪支店の役割を記載されていない  
→大阪支店の計画及び役割を記載

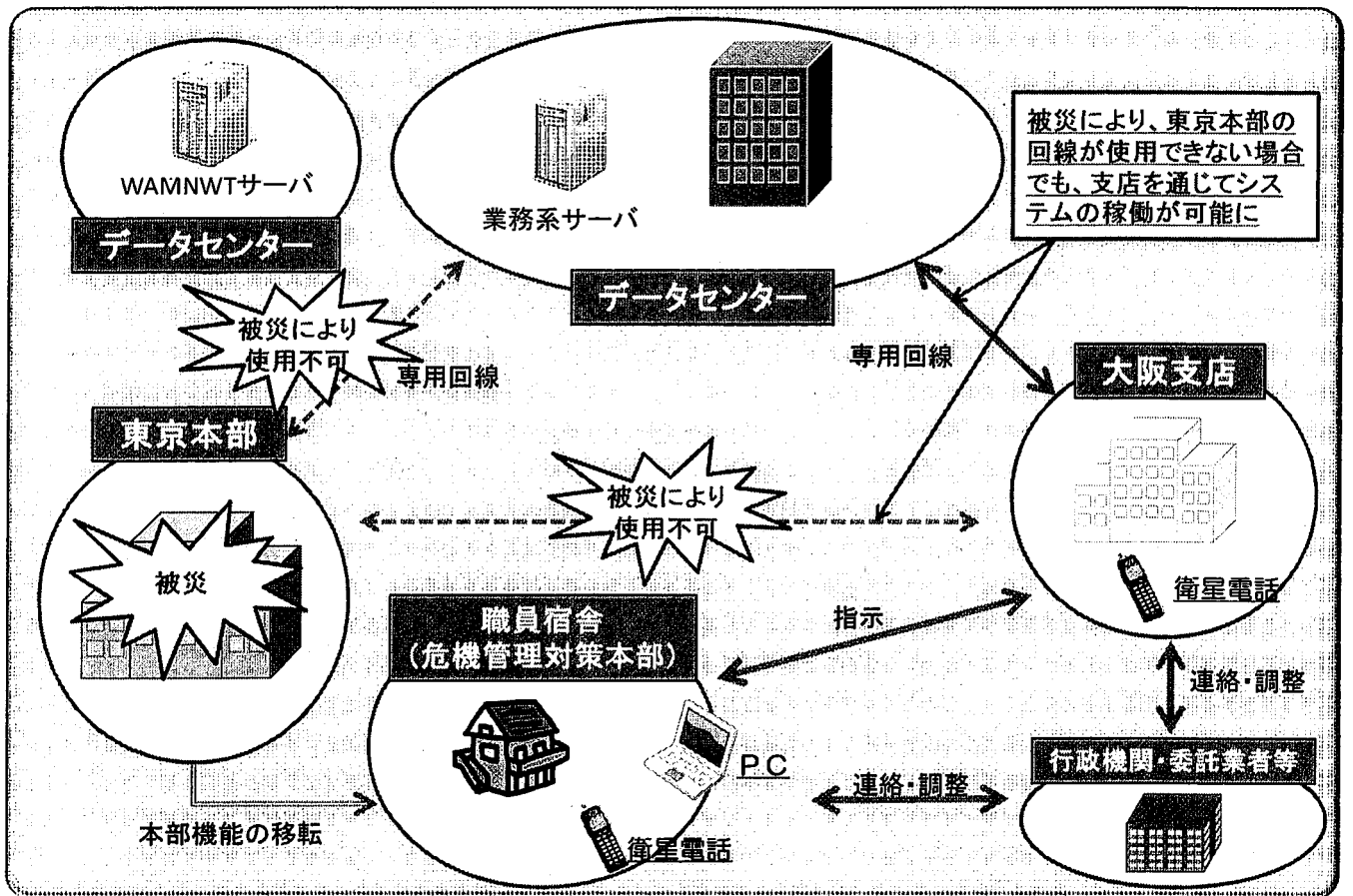
・勤務時間内と勤務時間外における被災時の行動・役割が不明瞭である  
→勤務時間内と勤務時間外に分け、明確化

# 事業継続計画を見直した主なポイント

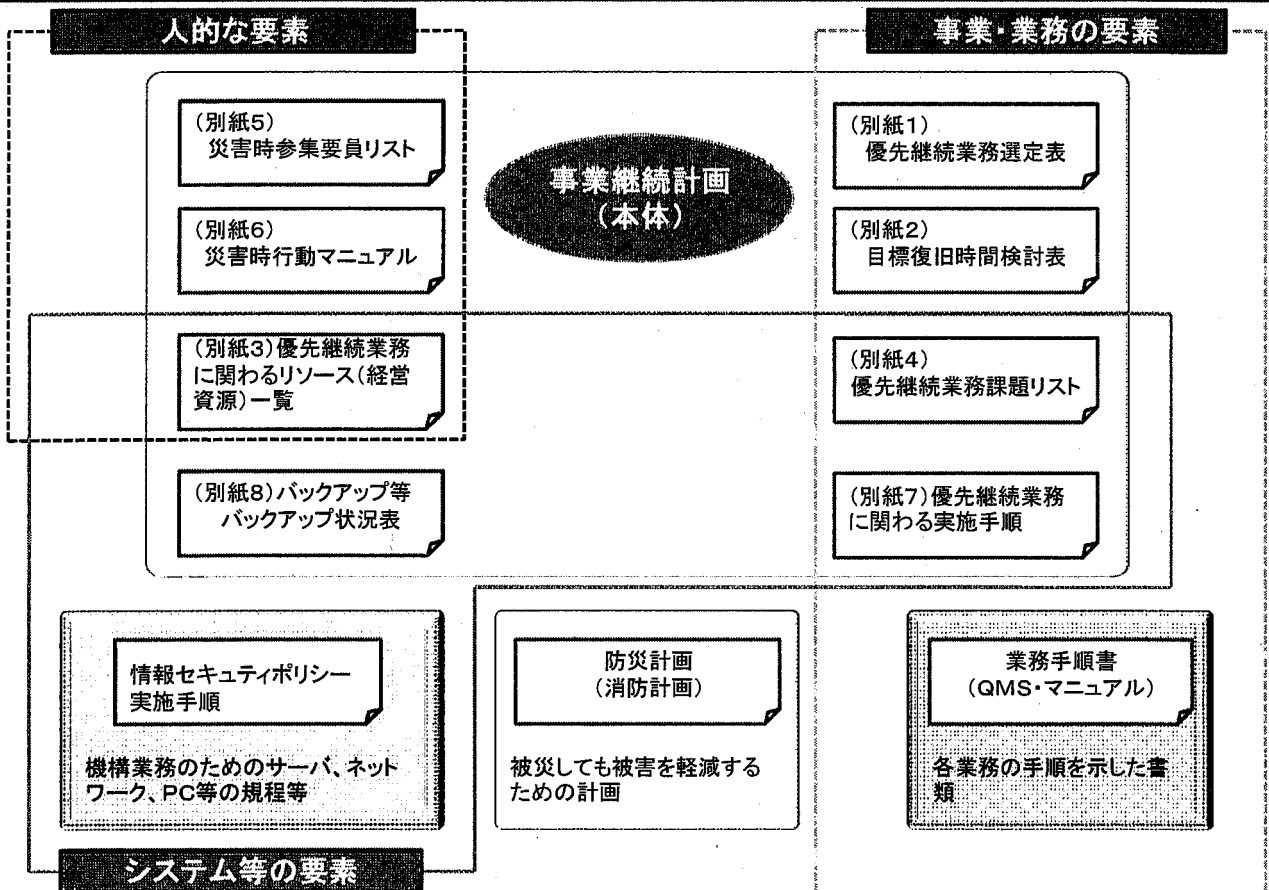
- |      |   |
|------|---|
| 第3章  | 被災時における行動の流れについて、勤務時間内と勤務時間外に分け、表形式で追加した。   |
| 第4章  | 職場の防災対策等について追加した。   |
| 第4章  | 事業継続に必要な観点として、データバックアップと原本の保護などを追加した。   |
| 第5章  | 被災以降におけるWAMIに期待される行動について追加した。   |
| 第5章  | 緊急時対策チームの構成について、勤務時間内と勤務時間外に分け、整理した。  |
| 第7章  | 発災時の行動について、勤務時間内と勤務時間外に分け、整理した。   |
| 第7章  | 震災時における安否確認方法について、緊急連絡網による安否確認方法から、災害用伝言ダイヤルおよび今後開発する災害連絡用ホームページによる安否確認システム(開発予定)に変更した。 |
| 第9章  | 「大阪支店における事業継続計画及びその役割」を追加した。  |
| 第10章 | 「業務を継続するための執務環境の確保 2通信」において、支店でも本部機能と同等な執務環境が確保できるように変更した。                              |



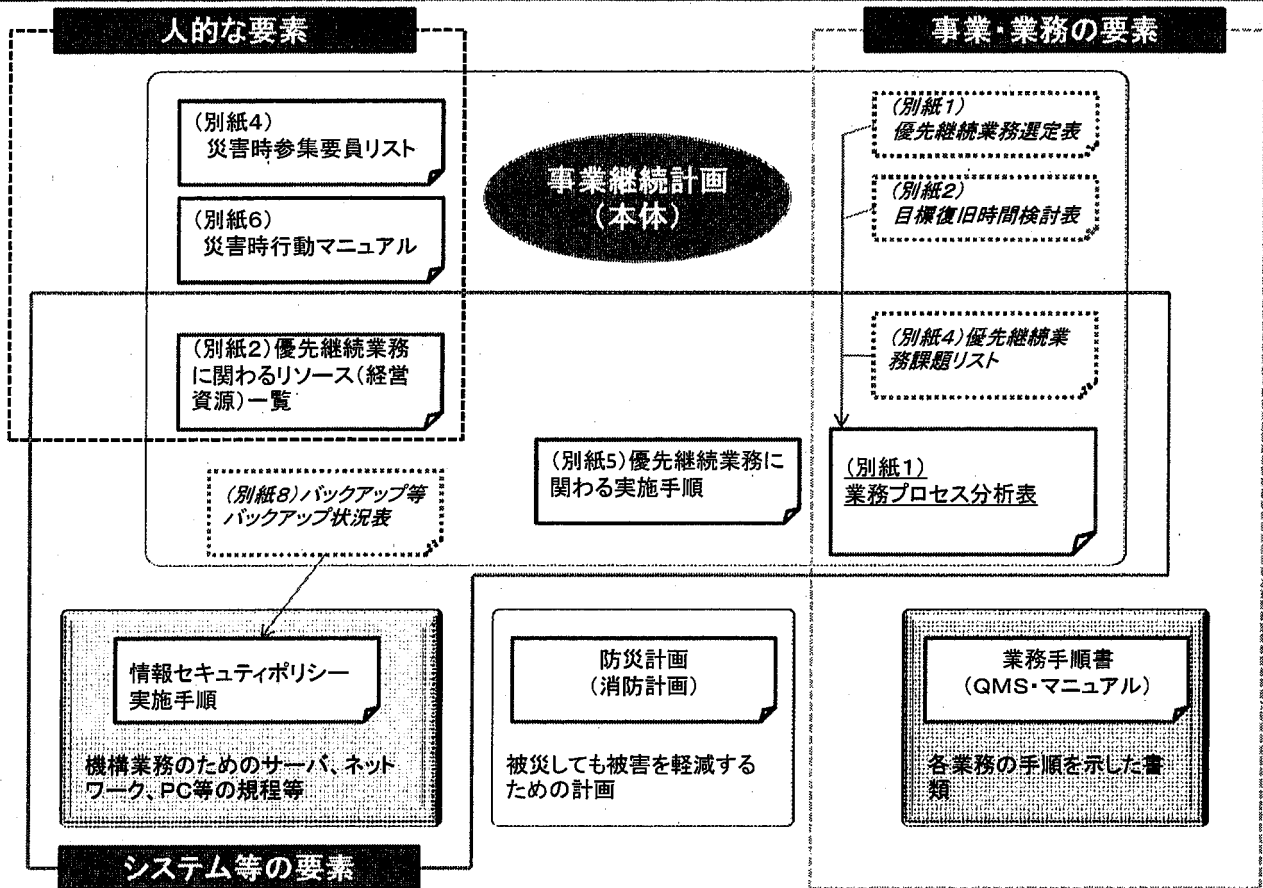
# データセンターを利用した被災時の業務体制



# 災害等が発生した場合の事業を継続する構成要素(現計画)



# 災害等が発生した場合の事業を継続する構成要素(新計画)



## 今後の課題・その他

### 今後の課題

別紙のリニューアル (1月まで)

説明会・研修の実施 (11月・12月)

サーバのデータセンター移転 (検討中)

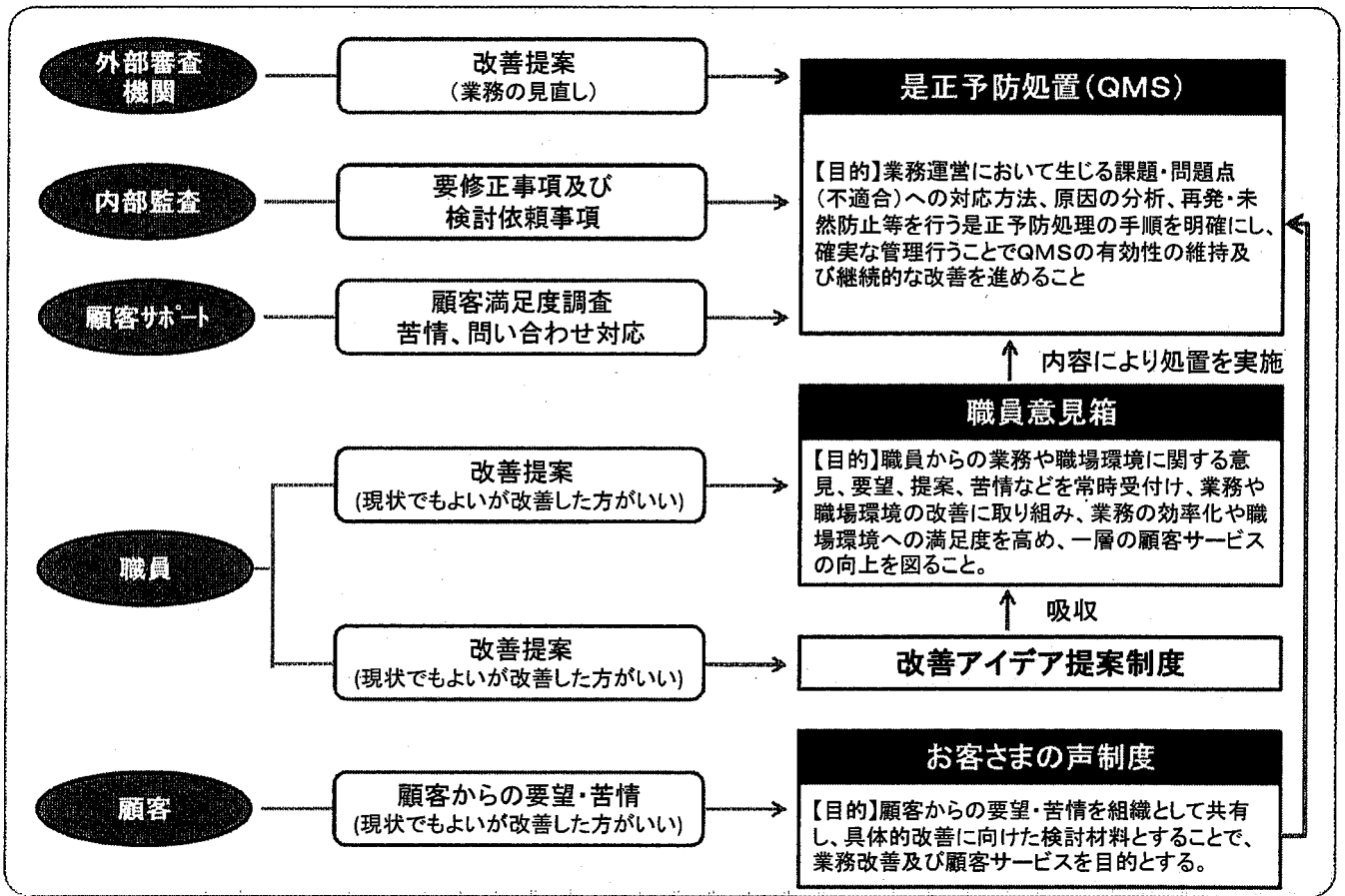
災害用ホームページの開発 (検討中)

重要文書等の保管 (検討中)

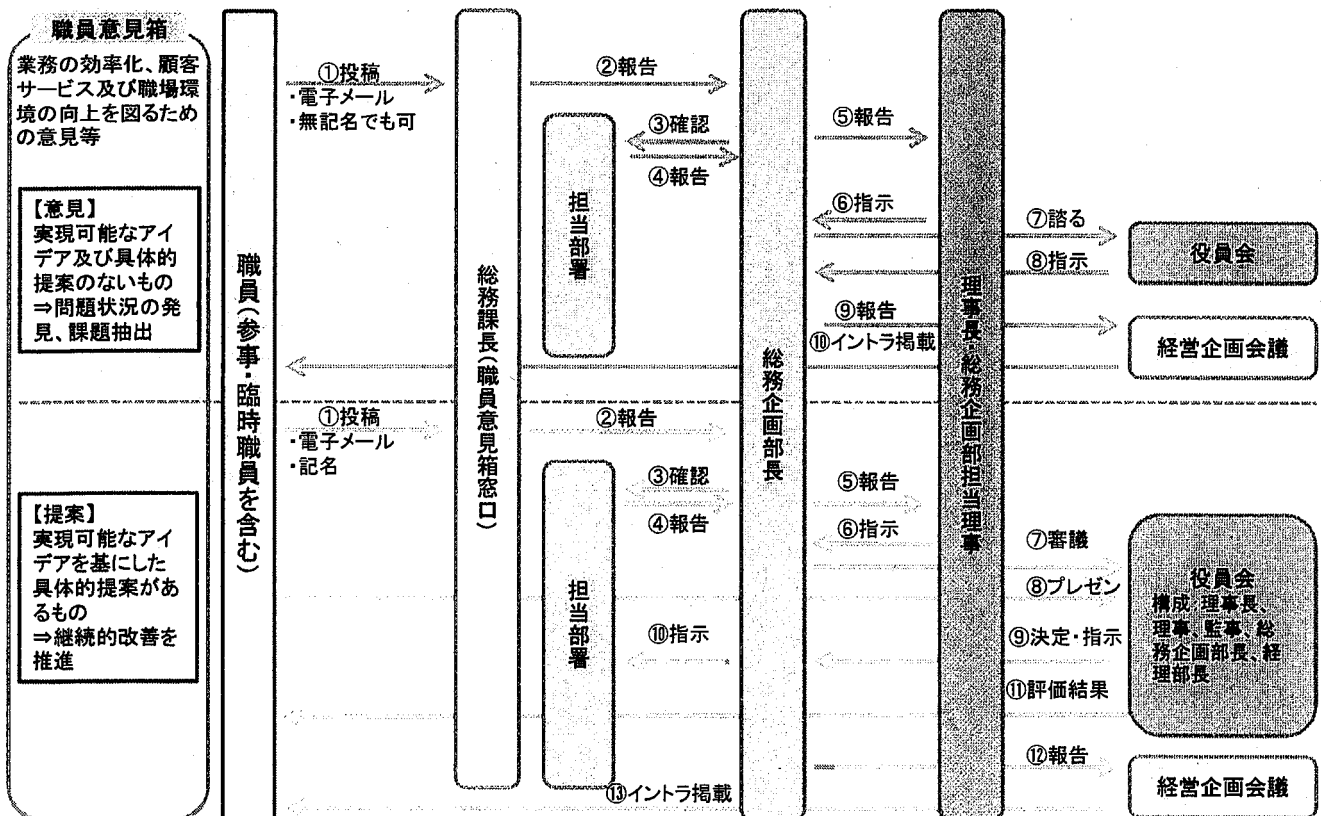
備蓄品等の調達 (検討中)

震災、インフルエンザ以外の対応計画の策定 (24年度検討事項)

# 機構における各業務改善制度の整理



## 職員意見箱制度のスキーム



# 改善アイデア提案制度の見直し内容

## 見直し: 職員意見箱制度に含み運用する

	これからの改善提案制度	いままでの改善アイデア提案制度
目的	職員から、業務や職場環境に関する提案を常時聴取し、積極的に業務や職場環境の改善に取り組み、機構の業務の効率化や職場環境への満足度を高め、一層の顧客サービスの向上を図ること。	・職員の創意工夫による有益な改善アイデアの提案を奨励し、業務にとらわれることなく気軽に提案が行われることを目的とする。
範囲	・業務や職場環境に対して、問題意識を持ち、原因を明らかにしつつ、実現可能なアイデアを基に解決しようとするもの	・機構のメリットに資するものであれば特に制限なし
募集方法等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常時受付</li> <li>・電子メールにより投稿</li> <li>・投稿する所定の用紙は機構電子掲示板に掲載</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・期間限定</li> <li>・電子メールにより投稿</li> <li>・投稿する所定の用紙は機構電子掲示板に掲載</li> </ul>
表彰等	・改善に資すると認められたものについては、表彰及び人事評価等で配慮	・賞状と金券
対象者	・誰でも参加可能	・管理職は参加できない

## 個人情報（お客さま情報）保護方針

独立行政法人福祉医療機構

私たち独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」といいます。）は、お客さまの目線に立って、お客さま満足の追求に努めております。業務を通じて得る個人情報およびお客さま情報（以下「個人情報」といいます。）の重要性を認識し、いただきました個人情報は、以下の方針に基づき、大切に取り扱い扱うことといたします。

### 1 個人情報の取得

機構は、適正かつ適法な手段により、お客さまの個人情報を取得致します。また、業務以外においては取得することはありません。

なお、お客さまから個人情報を取得する際は、業務に必要な範囲での利用目的を明示します。

### 2 個人情報の利用

機構は、業務遂行のため取得する個人情報については、利用目的を特定し、業務を遂行するために必要な範囲内において利用します。

なお、以下の業務でいただきました個人情報については、以下の各業務間で共有することがあります。

- (1) 福祉貸付業務（特約条項に基づく毎年の事業報告書を含みます）
- (2) 医療貸付業務（特約条項に基づく毎年の事業報告書を含みます）
- (3) WAMNET（ワムネット）事業
- (4) 社会福祉施設等職員退職手当共済事業
- (5) 社会福祉振興助成事業
- (6) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務

### 3 個人情報の第三者提供

機構は、お客さまから取得した個人情報を次のいずれかに該当する場合は除いて第三者に提供することはありません。

- (1) 法令に基づく要請があったとき
- (2) ご本人さまの同意があるとき
- (3) 行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が法令の定める事務又は事業の遂行に必要な限度で利用することに相当の理由があるとき
- (4) 統計の作成または学術研究の目的があるとき
- (5) お客さまのための利益が明らかであるとき

### 4 業務委託

機構業務の円滑に遂行するため、お客さまの個人情報の取扱いを委託業者に委託する場合があります。この場合、個人情報の安全管理対策を講じている事業者を選定し、かつ、守秘業務契約等を締結します。また、取扱い・管理が十分であるか監督し、個人情報の保護に努めます。

### 5 個人情報の管理

機構は、お客さまの個人情報を、業務遂行する範囲において、正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、不正アクセスや個人情報の漏えい・紛失・滅失・改ざん等に対する予防措置及び安全対策を講じます。

また、個人情報の保護及び管理が適正に行われているかどうかについての監査を実施します。

なお、取得した個人情報は機構の定めた期間管理することとなりますが、期限が到来したものであるについては消滅処分します。

### 6 職員に対する教育

機構は、職員に対して個人情報の保護と適正な管理方法を継続して教育します。

### 7 個人情報の開示、訂正、利用停止等

機構が保有する個人情報について、開示、訂正及び利用停止の請求があった場合は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律のもと、速やかに対応いたします。個人情報の開示、訂正、利用停止の希望のあるお客さまは情報公開担当窓口までお問い合わせください。

# 業務・システム最適化計画の概要

「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」(平成17年6月29日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)において、独立行政法人等における主要な業務・システムに関する最適化計画については、原則として、平成19年度末までの限り早期に策定することとされた。これを受けて、当機構においては、平成20年2月28日に業務・システム最適化計画を策定し、公表した。なお、WAM NETについては、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づき、事業規模縮小と更なるコスト削減を図るため、平成23年7月28日付で「業務・システム最適化計画」を改定した。

業務・システム最適化計画の概要は以下の通り。

システム	最適化の基本理念	実施概要	実施効果
WAM NET	<p>業務・システムの効率化及び運用保守コストの削減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の利便性の維持・向上</li> <li>・業務処理の簡素化・効率化</li> <li>・システム・ネットワーク構成等の見直し(全面刷新)</li> <li>・機構保有システムの共通基盤として活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オープン技術によるシステムの全面的な刷新。</li> <li>・システム運用保守業務の一般競争入札による調達。</li> </ul>	<p>改定前 経費削減 : 1.69 億円/年 (8.48億円 ⇒ 6.79億円)</p> <p>改定後 経費削減 : 3.00 億円/年 (6.35億円 ⇒ 3.35億円)</p>
退職手当 共済事業	業務の効率化及び外部委託業務の適正な管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システム運用保守業務と入力作業等業務委託に分割した、一般競争入札によるサービス契約の導入</li> <li>・電子化対象範囲拡大と電子届出システム利用率向上に向けた周知・啓蒙</li> </ul>	<p>経費削減 : 0.15億円/年 (2.02億円 ⇒ 1.87億円)</p>
年金担保 貸付事業	外部委託業務の適正な管理及び外部委託費を中心とした経費削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システム運用保守業務と入力作業等業務委託に分割した、一般競争入札によるサービス契約の導入</li> </ul>	<p>経費削減 : 0.15億円/年 (1.48億円 ⇒ 1.33億円)</p>
年金住宅 回収業務	外部委託業務の適正な管理及び外部委託費を中心とした経費削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システム運用保守業務と入力作業等業務委託に分割した、一般競争入札によるサービス契約の導入</li> </ul>	<p>経費削減 : 0.29億円/年 (2.88億円 ⇒ 2.59億円)</p>
福祉医療 貸付事業	業務の効率化・合理化の向上及び総費用の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業報告書の電子届出に関する機能の導入</li> </ul>	<p>経費削減 : 0.14億円/年 (0.47億円 ⇒ 0.33億円)</p>

＜次期WAMNETシステムの概要＞

これまでのWAMNET

WAMと国や都道府県、WAMと会員（福祉医療関係者）とをつなぐ福祉保健医療の総合情報サイトとして介護事業者情報と医療施設情報、行政情報等を会員及び一般国民に向けて広く提供することで国の福祉医療政策を支援

H24.10.17(ア)ン

これからのWAMNET

- WAMと国や都道府県、WAMと会員（福祉医療関係者）とをつなぐ福祉保健医療の総合情報サイトとして、福祉医療に係る制度・施策、その取り組み状況や支援体制などについて会員及び一般国民に向けて分かり易く広く提供することで国の福祉医療政策を支援
- コンテンツのスリム化に併せてシステム基盤の縮小化を図り運用経費を縮減



- 新しい情報提供
- 福祉医療全般のサービスに関する解説等を提供
  - 福祉医療各種サービスの取組み事例情報の提供
  - 福祉医療のサービスに関する地域の窓口、支援体制情報の提供

## 国家公務員と福祉医療機構との給与水準（年額）の比較

国家公務員と福祉医療機構との給与水準（年額）を比較した指標であるラスパイレス指数は、本俸引き下げ等の給与体系の見直しや組織のスリム化を進めてきた結果、減少傾向にあり、平成23年度における年齢・地域・学歴差を勘案した国家公務員指数は101.5ポイント（対前年度△0.7ポイント）となっている。

※ラスパイレス指数推移

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
対国家公務員	119.5	119.6	119.1	117.4	116.4
地域勘案	107.5	107.1	105.9	104.3	103.4
学歴勘案	116.6	116.6	116.1	114.5	113.6
地域・学歴勘案	105.0	104.5	103.5	102.2	101.5



平成23年 3月31日  
独立行政法人福祉医療機構

3 基準単価の改定  
平成23年度での基準単価の改定予定はありません。

4 協調融資制度の推進  
平成20年度から協調融資制度の対象範囲を福祉貸付全体に拡大したところですが、今後も覚書締結金融機関の拡大に努め、法人等事業者における円滑な資金調達を支援します。

5 融資のポイント（ガイドライン）に基づき融資  
審査にあたっては、「融資のポイント（ガイドライン）」に沿い、申込者との間の相互理解のもとに融資事業を行います。

6 融資条件の改正等  
平成23年度の福祉貸付事業においては、次のとおり貸付条件の改正（平成22年度以前からの継続措置を含む。）を行います。

(1) 木材利用による施設整備及びエネルギー効率が低い設備整備などエコ対策に係る融資率の優遇措置  
地球温暖化対策を推進する観点から、木材の利用による木造施設の整備、再生可能エネルギーの利用及びエネルギー効率が低い設備の整備を行う場合に下表のとおり融資率の優遇措置を行います。

区分	[ 通 常 ]	[ 該当の整備事業 ]
融資率	70～80%	90%

【対象資金】  
① 建築物の構造が木造（耐火建築物又は準耐火建築物）の場合の「建築資金」  
② 再生可能エネルギー（太陽光発電装置や風力発電装置等）の利用又はエネルギー効率の高い設備（蓄熱システムやヒートポンプ熱源装置）を採用している場合の「設備備品整備資金」

(2) 一般財源化された施設の改築整備に係る融資率の優遇措置  
養護老人ホーム、広域型特別養護老人ホーム及び広域型ケアハウスの改築整備を行う場合、次表のとおり融資率の優遇措置を行います。（都道府県市の補助金の有無にかかわらず優遇の対象とします。）

平成23年度 福祉貸付事業に係る融資方針

1 基本的な取扱方針

(1) サービス需要に対応した事業計画  
施設・事業所の稼働率が当初計画時より下回った場合は、約定償還に支障を来し、さらに施設運営・法人経営に多大な影響が出る可能性があるため、融資相談時点から、事業者において地域における福祉・介護サービス需要の把握が行われているか等について十分確認しながら審査を進めることとします。

(2) 収支差額に見合う借入額

借入金の償還財源については、平成12年の介護保険制度の導入以来、施設の収支差額が主要な財源となっています。借入金の限度額の算定については従来から、補助制度を前提に、借入額が過大とならないよう

- ① (基準事業費－法的制度的補助金) × 融資率
  - ② 担保評価額 × 70%
- のうち、いずれか低い額となっていますが、補助制度の構造変化等に鑑み
- ③ 収支差額からみたま借入金の上限
- についても確認し、協調融資等を含めた借入金全体を収支差額から償還可能か審査を行います。

(3) 居住環境の質的向上

耐用年数の到来により改築等を行うものについて、何らかの事情により補助金等が交付されない事業であっても、サービス利用者への適切なサービス提供基盤確保の観点から、積極的に対応することとします。

2 貸付対象事業

国、地方公共団体等の補助金・交付金の対象事業として採択された事業のほか、福祉医療政策上必要となる事業、施設の安定的かつ持続的な運営上必要となる緊急的な整備事業で、福祉貸付事業として貸付け可能なものについても貸付対象とします。

[ 施設の安定的かつ持続的な運営上必要となる事業の例 ]

- アスベスト対策事業
- 地震防災対策のための改築又は改修事業
- 消防用設備整備事業
- 災害復旧事業

区分	[ 通 常 ]	[ 該当の整備事業 ]
融資率	75～80%	90%

(3) 償還期間等の延長

社会福祉事業施設のなかで特に整備費が高額となる傾向がある特別養護老人ホーム、養護老人ホーム及びケアハウスにつき、建物の耐用年数を踏まえ耐火構造（準耐火構造は含まれません。）の場合に限り、償還期間を「20年以内」または「25年以内」から、「30年以内」に延長します。

あわせて、据置期間を「2年以内」または「3年以内」から、「3年以内」に延長します。

なお、設置・整備資金の原資となる財政融資資金の調達を分離したことに伴い、償還期間によって貸付金利が異なります。

償還期間が20年以内のもの：財政融資資金借入金利（20年）を基準  
 償還期間が20年を超えるもの：財政融資資金借入金利（30年）を基準  
 (参考) 経営資金（通常は償還期間5年以内）は財政融資資金借入金利（5年）を基準

※ 償還期間等の延長に対する金利の適用における経過措置として、平成22年度までに受理したユニット型特別養護老人ホームのうち、償還期間が20年超～25年以内のものを平成23年度以降に契約する場合は、償還期間20年以内のものものの利率を適用する。

(4) 災害時等の一時的な資金需要に対する経営資金の融資制度の創設

地震や水害など災害の発生や、新型インフルエンザの感染発生などにより施設を休業した場合など、有事における一時的な資金需要に対する経営資金の融資制度を次表のとおり創設します。

区分	[ 内 容 ]
償還期間	10年以内
据置期間	1年以内
貸付利率	財政融資資金借入金利（5年）と同率

(5) 待機児童の早急な解消を図るための保育所・放課後児童クラブの整備に係る融資条件の緩和の延長（継続）

保育所及び放課後児童クラブの融資率について、平成23年度から26年度まで90%とします。

(6) 母子生活支援施設の整備と併せてDV被害者を一時保護するための居室を整備する場合の融資率の引き上げ

母子生活支援施設の一部保護委託のための居室を本体整備と併せて行った場合について、次表のとおり融資率の優遇措置を行います。

区分	[ 通 常 ]	[ 該当の整備事業 ]
融資率	75%	80%

(7) 障害者グループホーム・ケアホームの融資の相手方の拡大

障害者のグループホーム・ケアホームの整備における融資の相手方について、NPO法人及び営利法人を追加します。  
 (取扱は直接貸付となり、相談窓口は機構本部又は大阪支店となります。)

(8) アスベスト対策事業に係る優遇措置（継続）

アスベスト対策事業の貸付について、次のとおり優遇措置を行います。  
 (制度の適用期間は平成23年度まで)

区分	[ 通 常 ]	[ 該当の整備事業 ]
融資率	70%	75%
	75%	80%
(障害者自立支援法に係る旧法関連施設、基盤整備促進法に基づく有料老人ホーム、高齢者総合福祉センター、在宅介護サービスセンターは「50～70%」→「80%」) (80%のものは変更なし)		
貸付利率	財投金利+0.1%	財投金利+0.05%
	財投金利+0.2%	財投金利+0.1%
	財投金利+0.5%	財投金利+0.1%
(財投金利と同じものは変更なし)		

(9) 老朽民間社会福祉施設整備計画の延長に伴う無利子貸付の措置期間の延長（継続）

国において、老朽民間社会福祉施設整備は、平成23年度以降も5か年計画により計画的に整備を図ることとしています。

機構の融資においても、既に無利子貸付としているところですが、国において上記の措置を講じることから、これに併せて無利子貸付の措置期間を平成23年度から平成27年度まで引き続き5年間延長します。

(10) 地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備計画の延長に伴う無利子貸付の措置期間の延長（継続）

国において、地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転については、地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設につき、当該危険区域外へ

移転する事業について、平成23年度以降も5か年計画により計画的に整備を図ることとしています。

機構の融資においても、既に無利子貸付としていたところですが、国において上記の措置を講じることから、これに併せて無利子貸付の措置期間を平成23年度から平成27年度まで5年間延長します。

(11) 地震防災対策のための改築又は改修事業等に係る融資率の引き上げ(恒久化)

ア 地震防災対策関係

地震防災対策事業(※)については、以下の施設につき次表のとおり融資率の優遇措置を行います。

乳児院、知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、救護施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、障害者支援施設

区分	【通常】	【該当の整備事業】
融資率	50~75%	80%

(※) 地震防災対策特別措置法(平成7年法律第110号)または地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)の規定により、国の負担又は補助の特例の適用を受けるもの。

イ 災害復旧整備

災害復旧のための整備事業については、以下の施設につき次表のとおり融資率の優遇措置を行います。

社会福祉事業施設等(軽費老人ホームA型、B型を含む)

区分	【通常】	【該当の整備事業】
融資率	70~80%	90%

障害者自立支援法に係る旧法関連施設、基盤整備促進法に基づく有料老人ホーム、高齢者総合福祉センター、在宅介護サービスセンター、特定有料老人ホーム、通所施設、在宅サービス事業

区分	【通常】	【該当の整備事業】
融資率	50~70%	90%

(12) 融資対象から除外

児童遊園及び社会福祉事業施設の職員宿舎については、融資対象から除外します。

(13) 融資率の見直し

ア 融資率の引き下げ(△5%)

身体障害者福祉センター、盲人ホーム、障害者生活支援センター、地域福祉センター、母子福祉センター、補装具製作施設及び盲導犬訓練施設の施設整備に係る融資については、融資率を「75%」から「70%」に引き下げます。

イ 融資率の引き下げ(△20%)

障害者自立支援法における経過措置期間中の障害者関係施設について、同法に規定する新体系施設への移行を伴わない施設整備に係る融資については、融資率を「70%」から「50%」に引き下げます。

上記のア及びイの融資率の取扱いは、災害復旧事業、アスペクト対策事業等の融資率の優遇措置に係るものを除きます。

(14) 定期借地権利用による整備促進特別対策事業で対象とした一時金に対する融資制度(平成21年度補正:継続)

社会福祉法人等が施設等用地確保のために定期借地権を設定し、土地所有者に対し賃料の前払いとして一時金を支払う場合に、当該一時金に対して融資する制度を創設します。(制度の適用期間は平成23年度まで)

※ 国においては、平成21年度補正予算により当該一時金に対する補助制度を創設したところ。

(15) 介護基盤の緊急整備に係る優遇(平成21年度補正:継続)

次のとおり特別養護老人ホーム等の整備に対する融資条件の優遇措置を講じます。(制度の適用期間は平成23年度まで)

【優遇対象となる施設】

施設種類	適用の要件
小規模特別養護老人ホーム 小規模ケアハウス 認知症高齢者グループホーム 小規模多機能型居宅介護事業所 認知症対応型デイサービスセンター 夜間対応型訪問介護ステーション 生活支援ハウス	介護基盤緊急整備等臨時特例基金または地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金からの補助を受けて整備されるもの(平成21年度以降の補助対象事業)
大規模特別養護老人ホーム 大規模ケアハウス 養護老人ホーム	都道府県・政令指定市・中核市からの補助を受けて整備されるもの

【優遇措置の内容】

区分	通常	介護基盤の緊急整備
融資率	施設種類に応じて 70～80%	一律90%
貸付利率	施設種類に応じて 財投同率～+0.5%	最初の5年間、財投▲0.5%

(16) 社会福祉事業施設の耐震化整備に係る優遇（平成21年度補正：継続）

次のとおり耐震化事業に対する融資条件の優遇措置を講じます。  
（制度の適用期間は平成23年度まで）

【優遇対象となる施設】

施設種類	適用の要件
障害者支援施設 児童養護施設 救護施設等の入所施設 保育所	社会福祉施設等耐震化等臨時特 例基金からの補助を受けて耐震化 整備を実施するもの 安心こども基金からの補助を受 けて耐震化整備を実施するもの

【優遇措置の内容】

区分	通常	社会福祉事業施設の耐震化整備
融資率	施設種類に応じて 75～80% ただし、財特法又は特 措法に基づき国の補助 の特例を受けける場合は 通常の融資率+5% （上限80%）	一律90%
貸付利率	財投同率 ただし、財特法に基づ き国の補助の特例を受 ける場合は無利子	最初の5年間、財投▲0.5%

財特法：地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る財政上

の特別措置に関する法律

特措法：地震防災対策特別措置法

(17) スプリングラ一整備に係る優遇（平成21年度補正：継続）

次のとおりスプリングラ一整備事業に対する融資条件の優遇措置を講じま  
す。（制度の適用期間は平成23年度まで）

【優遇対象となる施設】

施設種類	適用の要件
障害者支援施設 児童養護施設 救護施設 共同生活援助（グループホーム） 共同生活介護（ケアホーム）等	社会福祉施設等耐震化等臨時特 例基金からの補助を受けてスプリ ングラ一整備を実施するもの
大規模特別養護老人ホーム 養護老人ホーム 老人短期入所施設 有料老人ホーム 小規模多機能型居宅介護事業所 小規模特別養護老人ホーム 認知症高齢者グループホーム	介護基盤緊急整備等臨時特例基 金または地域介護・福祉空間整備 等施設整備交付金からの補助を受 けてスプリングラ一整備を実施す るもの（平成21年度以降の補助 対象事業）

【優遇措置の内容】

区分	通常	介護基盤の緊急整備
融資率	施設種類に応じて 75～80%	一律90%
貸付利率	施設種類に応じて財投 同率～+0.5%	最初の5年間、財投▲0.5%
貸付けの 対象と相 手方	—	貸付対象施設に有料老人ホーム を追加し、貸付けの相手方は法人 とする。 小規模多機能型居宅介護事業所 に係る貸付けの相手方を法人とす る。

(18) 療養病床のケアハウス等への転換に係る優遇措置（継続）

療養病床からケアハウス等への転換を図る事業への貸付けについては、次表  
のとおり優遇措置を継続して実施します。

この措置には、社会福祉法人、医療法人及び一般社団法人または一般財団法人  
が行う療養病床から一般有料老人ホームへの転換を図る事業についても含ま  
れます。（制度の適用期間は平成23年度まで）

区 分	[ 通 常 ]	[ 療養病床の転換事業 ]
融資率の引き上げ	70%	90%
	75%	

貸付利率の引き下げ	財投金利+0.1%	財投金利と同じ
	財投金利+0.5%	
一般有料老人ホームへの貸付け	貸付けの対象外	貸付けの対象とする

(19) 障害者の就労支援事業の推進に係る優遇措置(継続)

障害者の就労支援事業において貸金又は工賃水準の向上を図るための設備備品整備資金及び運転資金については、次表のとおり優遇措置を継続して実施します。(制度の適用期間は平成23年度まで)

区分	融資率	
	通常	就労支援事業
就労移行支援事業	80%	90%
就労継続支援事業		
旧法福祉工場	50%	
旧法授産施設		

4. 償還期間 (据置期間)

○設置・整備資金

	災害復旧資金 (二重債務となる方)	災害復旧資金	通常
償還期間	最長39年※	最長30年※	
据置期間	最長3年※	最長3年※	

※貸付対象施設等によって異なりますので、詳細はお問い合わせください。

※二重債務となる方は…

東日本大震災以前から施設及び事業を営むための債務（民間の金融機関からの借入金を含む）を有し、東日本大震災により施設等が全壊・半壊するなどの被害を受けたことにより、災害復旧のため新たに機構からの融資を希望している方です。

◆福祉医療機構からの既往貸付のある方は、こちらをご覧ください。

○経営資金

	災害復旧資金	通常
償還期間	最長15年	最長10年
据置期間	最長5年	最長2年
		最長5年
		最長6か月

貸付条件等の詳細については、お問い合わせ下さい。

(問い合わせ先)

独立行政法人福祉医療機構 福祉貸付部 福祉審査課

TEL 0120-3438-62※

※平日9:00~19:00の間、受け付けております。

FAX 03-3438-0583

E-Mail: [wem\\_fukushi01@wem.go.jp](mailto:wem_fukushi01@wem.go.jp)

平成23年12月7日  
(平成24年5月16日改定)

独立行政法人福祉医療機構  
福祉貸付部

平成23年(2011年)東日本大震災にかか  
被災施設等への災害復旧資金の概要(福祉貸付)

1. 対象範囲

平成23年東日本大震災により被災された社会福祉施設等の事業者であって、その旨が確認できる被害に関する証明書等(市町村長その他相当の機関が発行したもの)の提出が可能なる方を対象とします。

但し、上記証明書等の提出が困難な場合であっても融資の対象となる場合がありますので、別途ご相談ください。

2. 融資率

貸付金の種類	災害復旧資金	通常
設置・整備資金		
経営資金	100%	50~80%

※ 設置・整備資金は1,000万円まで、経営資金は3,000万円まで無担保での融資が可能です。  
なお、設置・整備資金において、借地にて社会福祉事業を行う施設が、仮設建物または賃借であって担保提供が困難な場合は、3,000万円まで無担保での融資が可能となります。

3. 貸付利率

貸付金の種類	災害復旧資金		通常
	設置・整備資金	無利子	
経営資金	契約から5年間	6、7年目以降	8年目以降
	無利子	0.10%	0.20%
償還期間10年以内	無利子	0.40%	0.50%
償還期間10年超15年以内	無利子	0.40%	0.50%

・社会福祉法人であって保証人の免除を希望する場合は上記利率に0.05%が上乘せられます(無利子の場合は0.05%となります)。

・利率の( ) 書きは、10年経過ごと金利見直し貸付けにおける当初10年間の適用利率です。  
・利率は金利情勢に合わせて見直しますのでお問い合わせください。

平成 23 年 12 月 7 日  
 (平成 24 年 5 月 16 日改定)  
 独立行政法人福祉医療機構  
 福祉貸付部

平成 23 年 (2011 年) 東日本大震災にかか  
 被災地の復興のための優遇措置の概要 (福祉貸付)

被災により孤立した高齢者や障害者の方が住み慣れた地域で、今までどおりのサービスを継続的に受  
 けられる地域コミュニティの復興のため、被災していない事業者等が、大規模な施設サービスの代替と  
 して新たに地域に密着した小規模な介護・障害者施設を整備する場合、貸付利率等を優遇します。

1. 対象範囲等

小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護等の地域密着型サービス事業や居宅介護、共  
 同生活援助等の障害福祉サービス事業等の小規模の整備事業 (詳しくはこちらをご覧ください)。  
 ※東日本大震災の特定被災区域において、市区町村等が策定する復興計画を踏まえ、県または市区町  
 村が発行した意見書に「被災地の復興に資する整備」であることが明記される事業を対象とします。

2. 融資率

貸付金の種類	復興のための資金	通常
設置・整備資金	100%	70~80%

※ 1,000万円まで無担保でのご融資が可能です。

3. 貸付利率

貸付金の種類		復興のための資金		通常
設置・整備資金	契約から 5年間	6、7年目	8年目以降	
	償還期間 20年以内	無利子 1.10% (0.70%)	1.20% (0.80%) ~1.70% (1.30%)	1.20% (0.80%) ~1.70% (1.30%)
償還期間 20年起	無利子	1.40% (0.70%)	1.50% (0.80%) ~1.60% (0.90%)	1.50% (0.80%) ~1.60% (0.90%)

・ 社会福祉法人であって保証人の免除を希望する場合は上記利率に0.05%が上乘せられます

(無利子の場合は0.05%となります)

・ 利率の( ) 書きは、10年経過ごと金利見直し貸付けにおける当初10年間の適用利率です。  
 ・ 利率は金利情勢に合わせて見直しますのでお問い合わせください。

4. 償還期間 (据置期間)

○ 設置・整備資金

	復興のための資金	通常
償還期間	最長30年※	
据置期間	最長3年※	

※ 貸付対象施設等によって異なりますので、詳細はお問い合わせください。

貸付条件等の詳細については、お問い合わせ下さい。

(お問い合わせ先)

独立行政法人福祉医療機構 福祉貸付部 福祉審査課

TEL 0120-3438-62※

※ 平日 9:00~19:00の間、受け付けております。

FAX 03-3438-0583

E-Mail: [web\\_fukushi@wam.go.jp](mailto:web_fukushi@wam.go.jp)

## 融資のポイント(ガイドライン)について

(融資相談から事業完了まで)



### 独立行政法人福祉医療機構 福祉貸付部

#### ガイドライン作成の必要性

○ 融資実績や最新の福祉政策情報に基づいた質の高いサービス提供基盤の普及

最近の福祉政策の動向は、分野ごとに毎年様々に変化しており、また個々の現場のニーズも多様化して施設整備される建物も様々なものとなっている。

しかし、その全ての情報を法人・事業者が入手することは至難の業となっていることから、最新の情報を融資制度を通して現場に普及することが、サービス基盤の質を保つためには重要である。

○ 融資に関する合意形成

ガイドラインの活用により、融資する側と受ける側がお互いにサービス基盤の質的な理解を深める機会が提供されるという一面があり、それまで感覚的な部分であったり、理解不足な部分であったりしたことについて、全てが明確に出来るとは思わないが、様々な観点からこれらを意識した融資について合意形成の場が提供される。



## ○ サービス基盤の可視化、コミュニケーションツールとしての意義

融資に関する双方の担当者以外でも、現在計画している整備がどのようなものかが明確になり、また関係する行政や地域の方々、サービス利用者にも簡単に理解できるようになる。

## ○ ガイドラインの視点

ガイドラインでは、次の視点から確認を行うこととしている。

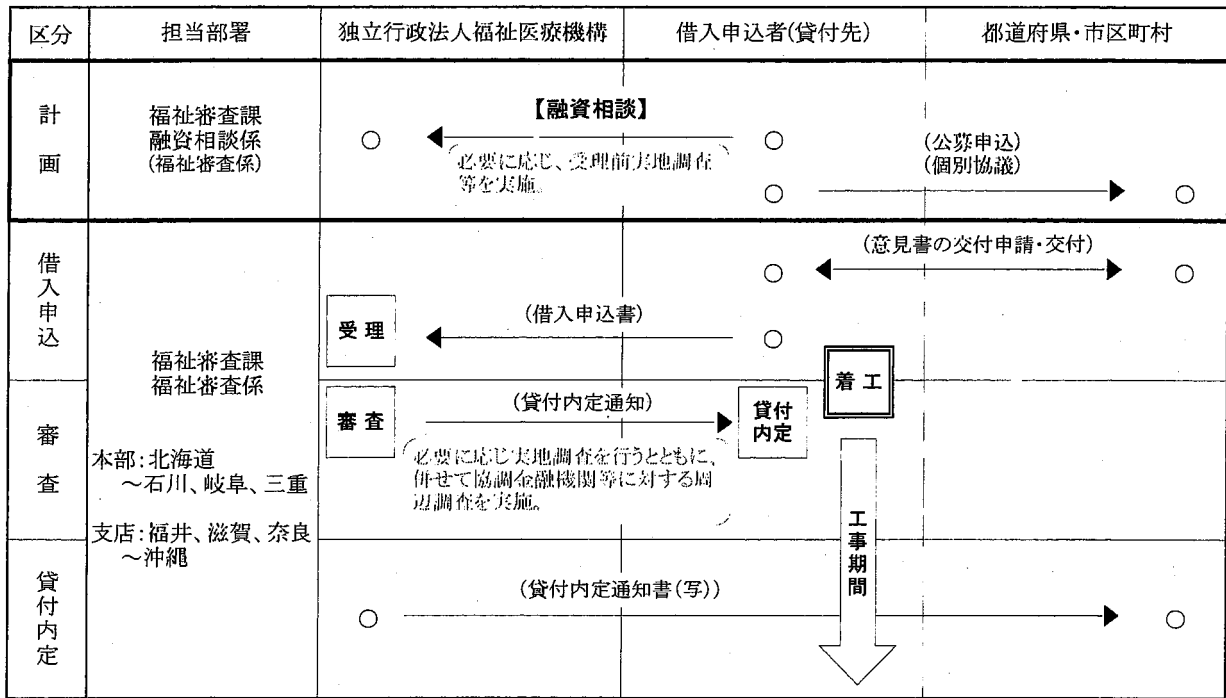
- ・ 法人運営の健全性、事業実施の確実性の確認
- ・ 行政庁の関与度合い、法人認可の妥当性、行政庁の動向の把握、資金計画の妥当性、融資申込時期の確認
- ・ 現状の運営状況、収支状況の検証
- ・ 建築規模の妥当性の検証
- ・ 入居者処遇やスタッフ処遇の確認
  
- ・ 将来の資金繰りの確認
- ・ 債権保全の実効性の確認
- ・ 事業規模の妥当性、事業計画達成の確実性、事業計画の妥当性、貸付限度額の妥当性の確認
- ・ 借入額の適正規模の検証
- ・ 金銭消費貸借契約証書、抵当権設定契約証書の確認
- ・ 資金交付の妥当性、抵当権設定内容の確認、質権設定による債権保全の確認

## ○ ガイドラインの定期的な評価

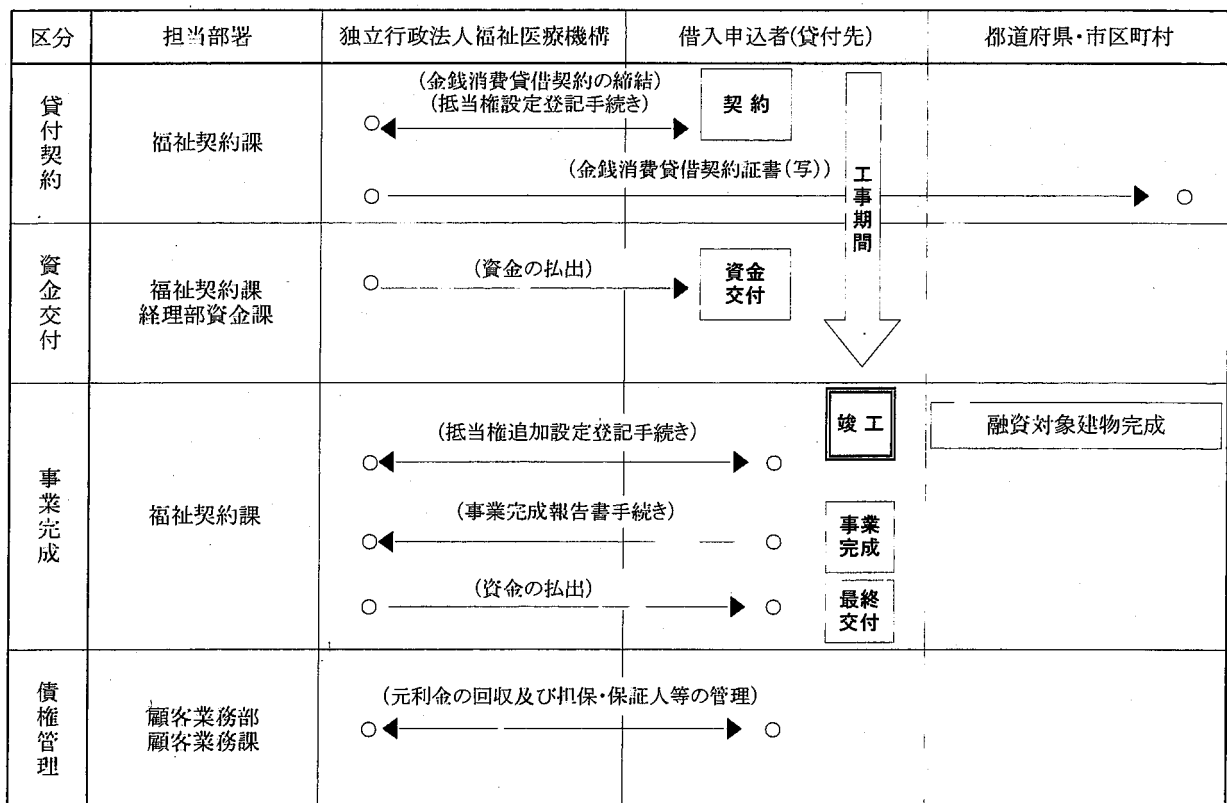
ガイドラインの評価は、サービス基盤の質的な向上を目指す上でも重要な要素と思われることから、今後は現場の関係者や融資の専門家、行政担当者等の意見を踏まえガイドラインの評価を定期的に行うことが必要と思われる。

# 計画から事業完成までの流れ

(福祉審査課担当分)



(福祉契約課担当分)



福祉貸付に係る融資相談から事業完了までのポイント（ガイドライン）

事務手続きの流れ	当機構が実施する主な具体的確認事項	確認のポイント
<p><b>I 福祉審査課所掌事務</b></p> <p>【計画】～【借入申込】</p> <p>1. 融資相談</p> <p>(1) 電話相談 右欄に記載する事項のうち電話により把握可能な事項を聞き取るが、可能であれば来訪を依頼</p> <p>(2) 来訪相談 建築図面、敷地公図、法人決算書に補助協議に使用した参考資料等を用意してもらい右欄事項について、法人の意向とその妥当性を調整</p> <p>※1 融資相談にあたっては、事業計画等に見直しがある場合にも修正可能な時期が最適であるため、可能な限り早い段階で実施</p> <p>※2 融資相談時点で可能な限り整備計画等を把握するため、必要に応じ受理前実地調査等を実施</p>	<p>ア. 計画に至る背景等</p> <p>(ア) 法人運営の中心的役割を果たす理事長等の法人運営に対する考え方や運営に携わった経緯</p> <p>(イ) 今回の事業を計画することとなった動き（計画に至る動機や入居者処遇、施設構造などの意識）</p> <p>(ウ) 行政庁との法人認可や開設認可手続き等、協調融資機関とのパートナー融資やつなぎ資金等についての調整状況</p> <p>(エ) 今回の事業計画と地域の実情等との関係（整備枠や需要動向の把握）</p> <p>(オ) 今回の事業についての行政庁との連携（公募及び申込みの状況、公募要件等の把握）</p> <p>(カ) 今後の事業展開やビジョン等についての意識</p> <p>イ. 行政手続</p> <p>(ア) 法人設立認可申請の進捗状況</p> <p>(イ) 補助金等の協議段階（申請～内示）の進捗状況（民間のソーラーシステム等の補助制度の活用助言）</p> <p>(ウ) 補助内示までの機構融資の進捗（受理、内定）状況</p>	<p>・ 法人運営の健全性の確認</p> <p>・ 事業実施の現実性の検証</p> <p>・ "</p> <p>・ "</p> <p>・ 行政庁の関与度合いの確認</p> <p>・ 法人運営の健全性の確認</p> <p>・ 法人認可の妥当性の確認</p> <p>・ 行政庁の動向の把握及び資金計画の妥当性の検証</p> <p>・ 融資申込時期の確認</p>

事務手続きの流れ	当機構が実施する主な具体的確認事項	確認のポイント
<p>2. 受付</p> <p>借入申込書（紙媒体、インターネットからの様式ダウンロード）の受付、内容に不備等がないか確認</p>	<p>ウ. 財務及び収支状況</p> <p>(ア) 社会福祉法人会計基準や会計処理等取扱指導指針に則った会計処理の採用及び実施状況</p> <p>(イ) 現預金及び積立預金の合算額とこれまでの運営実績（収支差額）との釣り合い</p> <p>(ウ) 今次計画への投入可能金額の確保の状況（現預金及び積立預金の合算額との釣り合い）</p> <p>(エ) 短期借入金と長期借入金の合算額と総収入額との釣り合い（借入過大による返済不能の懸念要因の検証）</p> <p>(オ) 会計処理（特に未収金や未払金、建設仮勘定等一時的な支払い）の状況</p> <p>(カ) 施設ごとのセグメント管理等、法人としての収支の掌握状況（稼働実績を踏まえた収支状況の妥当性）</p> <p>(キ) 震災の罹災等有事の場合は財務に与えた影響</p> <p>エ. 建築計画</p> <p>(ア) 建物図面（基本設計段階、実施設計段階等）の進捗状況（提案、助言について受入可能性の確認）</p> <p>(イ) 建築建物の設備・構造の必要性（入居者、スタッフ目線での必要について法人と意見交換）</p> <p>（例）必要・浮き床構造（入居者は転倒した場合も骨折しない。また、スタッフにとって足の負担が軽い）、個室トイレ・個浴等の提案。（初期投資が必要な場合も積極的支援）</p> <p>不要・全館空調の落とし穴、基準上設置義務のないヘルパーステーション、使用頻度の少ない地域交流スペースの</p>	<p>・ 現状の運営状況の検証</p> <p>・ "</p> <p>・ 資金計画の妥当性の検証</p> <p>・ 法人運営の健全性の確認</p> <p>・ "</p> <p>・ 現状の運営状況の検証</p> <p>・ 有事の場合の対応策の検証</p> <p>・ 建築規模の妥当性の検証</p> <p>・ 入居者処遇やスタッフ処遇の確認</p>

事務手続きの流れ	当機構が実施する主な具体的確認事項	確認のポイント
	<p>必要性、特殊浴槽やパブリックスペースが過大に配置されていないか等の提案</p> <p>(ウ) 見積り上の建築工事単価（地盤が緩い・震災が発生し資材等の高騰が見込まれる場合等の特別な事情の有無や単に見積り過ぎかの検証）</p> <p>(エ) 木造の場合の防火対策（壁や天井の不燃材使用、防火壁やスプリンクラーの設置義務等）</p> <p>(オ) 自家発電付きスプリンクラーまたは水道圧による簡易スプリンクラーの設置状況及び工事費の見込み額</p> <p>(カ) 建物の配置（奇数ユニット、採光、動線の長さ等）の状況（よりコストパフォーマンスの高い建物への変更等の可能性の検証）</p> <p>オ. 事業計画及び資金計画</p> <p>(ア) 実施予定事業に係る稼働時期の見込み（特にフル稼働まで相応の期間を要するショートステイ、デイサービス事業に関する定員の充足見込み）</p> <p>(イ) 稼働見込みと効率的なスタッフ採用時期との連関（オープン時からフル稼働の間の採用計画）</p> <p>(ウ) 建物面積及び建設工事費の見積り（1人当たり床面積及び1人当たり建築工事費の検証）</p> <p>(エ) 自己資金の適正額の確保状況（積み込み過ぎ、積み込み不足に関する検証）</p> <p>(オ) 土地取得資金に係る借入金の返済計画の見込み（特に専ら借入金に依っている資金計画での収支見込み）</p> <p>(カ) ホテルコストの金額設定（周辺施設との設定金額の比較及び経済</p>	<p>・事業規模の妥当性の検証</p> <p>・有事の場合の対応策の検証</p> <p>・事業実施の確実性の検証</p> <p>・ "</p> <p>・事業規模の妥当性の検証</p> <p>・事業の継続性の検証</p> <p>・ "</p> <p>・借入額の適正規模の検証</p> <p>・ "</p> <p>・ "</p>

事務手続きの流れ	当機構が実施する主な具体的確認事項	確認のポイント
	<p>区分4段階以上の入居者見込み)</p> <p>(キ) 事業実施にあたっての投入自己資金やその調達手段等についての行政庁との調整（整備枠、整備される地域、整備される定員数、需要動向、参入事業者数、要介護者数等行政庁の採択の判断）</p> <p>(ク) つなぎ融資を含む協調融資機関との調整状況（補助金等、当機構融資実行の時期の理解の状況）</p> <p>カ. 人材確保</p> <p>(ア) 介護職員の確保計画（新卒者のみの採用計画や卒業月のみに採用する計画の危険性）</p> <p>(イ) ベテラン職員（処遇の核となる職員）等に対する研修期間の見込み（施設長研修、リーダー研修には準備期間を含め相当期間を要すること、さらに現場での実地研修が欠かせないこと等）</p> <p>(ウ) 採用計画における離職率の組み込み状況（介護職員の離職見込みと離職に起因するスタッフの入替え予測の必要性）</p> <p>(エ) スタッフ定着の方策（例えば、職員寮の充実や施設内保育の実施などのアイデア）</p> <p>(オ) 震災の罹災等有事の場合は人材確保の確実性</p> <p>キ. 収入支出・償還計画</p> <p>(ア) 直近の収支実績の状況（平年度の見込みを作成するにあたっての退職金や修繕費等の一時的な出費の取扱についての理解）</p> <p>(イ) 経常的に赤字体質であった場合における事業者の問題意識及び改善計画の策定状況（特に今次計画の収支差により既存施設の赤字補填が計画されている場合）</p>	<p>・ "</p> <p>・行政庁の関与度合いの確認</p> <p>・将来の資金繰りの確認</p> <p>・事業実施の確実性の検証</p> <p>・ "</p> <p>・人材確保手法の提案</p> <p>・ "</p> <p>・有事の場合の対応策の検証</p> <p>・現状の収支状況の検証</p> <p>・ "</p>

事務手続きの流れ	当機構が実施する主な具体的確認事項	確認のポイント
<p>【受理】</p> <p>1. 借入申込受理 ①地方公共団体の意見書、②補助金等の内示（意見書別添様式でも可）を確認のうえ、借入申込書を受理</p> <p>2. 借入申込受理票の送付 福祉審査課長決裁により、施設名称、受理日、借入申込金額等を記載した借入申込受理票を送付</p>	<p>(ウ) 今次計画における収支見込み（特に介護報酬等の収入は公定価格で限界があるが、過剰に利益をもたらす計画となっている場合） (エ) 借入規模の状況（1人当たり借入額の検証） (オ) 最も効果的な償還方法の選択（償還助成等がある場合、3ヶ月賦・年賦償還についての行政庁との調整の状況） (カ) 震災の罹災等有事の場合は直近の収支実績に与えた影響及び稼働が現状復帰されるまでの見込み</p> <p>ク. 担保、保証人 (ア) 進入路の確保の状況（位置指定道路等の場合、公道接道の私道の権利関係の把握状況） (イ) 進入路を含め建築確認申請上の敷地の確定状況 (ウ) 土地上の全ての建物を含む担保提供物件の状況 (エ) 法人関係者が所有する土地の担保提供の状況（提供されない場合の特別な事情、敷地が保留地・仮換地の場合の行政との調整状況） (オ) 借地の場合の賃借料の金額設定の状況（償還期間との関係における賃貸借契約の期間設定の状況） (カ) 経営の責任者としての代表者の保証参加の状況 (キ) 保証人の保証能力及び資力の状況（緩和要件の適合検証）</p> <p>ア. 意見書 (ア) 意見書記載事項（借入申込額、資金計画、事業内容等）の内容確認 (イ) 介護保険事業計画等の各種計画との整合性、過去の法人監査等に</p>	<p>・借入金の適正規模の検証</p> <p>・ "</p> <p>・将来の資金繰りの確認</p> <p>・有事の場合の対応策の検証</p> <p>・事業実施の確実性の検証</p> <p>・ "</p> <p>・債権保全の実効性の確認</p> <p>・事業実施の確実性の検証</p> <p>・ "</p> <p>・債権保全の実効性の確認</p> <p>・行政庁の関与度合いの確認</p> <p>・ "</p>

事務手続きの流れ	当機構が実施する主な具体的確認事項	確認のポイント
<p>【審査】</p> <p>1. 上記「融資相談」時に確認した事業性や償還確実性等に関しさらに検証</p> <p>2. 今次計画に至る経緯やこれまでの経営実績等について必要に応じ実地調査を行うとともに、併せて協調金融機関等に対する周辺調査を実施</p> <p>3. 審査事項に基づき「審査表」を作成、それをもって金額等の区分に応じ部長専決審査会、担当理事専決審査会、審査会に付議</p> <p>4. 審査結果を受け、「福祉貸付にかかる貸付決定等について」により審査区分に応じ決裁</p> <p>【内定】</p> <p>1. 「福祉貸付にかかる内定通知について」により福祉貸付部長が決裁</p> <p>2. 貸付内定通知書に今後の手続き等の</p>	<p>における指摘事項等の確認</p> <p>イ. 補助金等内示状況 (ア) 当該事業に係る補助金等の種別等（上乘せ補助か単独補助か）の確認 (イ) 老朽民間社会福祉施設整備事業等、無利子貸付対象事業に関する確認（老朽度の判定根拠の確認）</p> <p>ア. 借入申込審査 (ア) 上記「融資相談」時に確認したア～ク記載の事項のうち、法人からの聞き取り等によりさらに審査のポイントとなる事項についての再確認、再検証 (イ) 理事長等の個人借財など法人運営に影響を及ぼす要因の有無 (ウ) 社会福祉法人や母体となる理事長等が経営する企業の実績に関する協調融資機関の与信判断 (エ) 展開する事業に関する周辺の競合関係、協力関係の状況（同一地域における待機者数、民間事業者を含む参入事業者数）</p>	<p>・行政庁の関与度合いの確認</p> <p>・ "</p> <p>・上記ポイントに関する総合的妥当性の検証</p> <p>・事業の継続性の検証</p> <p>・法人運営の健全性の確認</p> <p>・事業の継続性の検証</p>

事務手続きの流れ	当機構が実施する主な具体的確認事項	確認のポイント
<p>ご案内を同封し発送</p> <p><b>II 福祉契約課所掌事務</b></p> <p>【貸付契約】</p> <p>1. 「貸付契約・資金交付希望時期に関する調査表」による貸付契約予定時期までの進捗管理</p> <p>2. 事業計画変更承認申請書の提出を受け、事情やむを得ない場合、福祉貸付部長決裁により計画変更を承認</p> <p>※ 貸付契約までの間、事業内容等に重大な変更が生じたときは、処理方針決定のため、必要に応じ、福祉貸付契約審査会を開催</p> <p>3. ①金銭消費貸借契約証書、②貸付金の取扱に係る合意書、③抵当権設定契約証書を作成し貸付内定者に送付</p> <p>4. 金銭消費貸借契約の締結</p>	<p>ア. 貸付内定通知書等</p> <p>(ア) 貸付決定内容を記載した通知書の送付</p> <p>(イ) 融資対象物件の担保提供（建物の場合、竣工～引渡し～所有権保存登記～抵当権設定登記）までの資金交付可能額を示す書類、今後の契約手続等のための参考書類等の同封</p> <p>ア. 事前確認</p> <p>(ア) 資金計画や事業計画に関する重大な変更事項の有無</p> <p>(イ) 請負業者とのトラブル等による工事遅延の状況</p> <p>(ウ) 建設場所での近隣住民とのトラブル等による工事遅延の状況</p> <p>(エ) 地主からの敷地に関する担保提供の承諾不可の状況</p> <p>(オ) 保証人とのトラブル等による保証参加拒否の状況</p> <p>(カ) 法人の事業運営に著しい支障をきたす事態の有無</p> <p>(キ) 行政庁と連携のうえ把握した事態に応じた方針等の検討、決定</p> <p>イ. 事業計画の変更</p> <p>(ア) 建築事業費等の当初計画（貸付内定時）との比較</p> <p>(イ) 入札による建築工事費の減額の状況（借入金減額による対応か自己資金減額による対応か意見調整）</p>	<p>・貸付決定内容の相互確認</p> <p>・今後の手続きの円滑実施</p> <p>・事業計画達成の確実性</p> <p>・貸付契約の円滑な実施</p> <p>・ "</p> <p>・ "</p> <p>・ "</p> <p>・ "</p> <p>・ "</p> <p>・ "</p> <p>・事業計画の妥当性</p> <p>・貸付限度額の妥当性</p>

事務手続きの流れ	当機構が実施する主な具体的確認事項	確認のポイント
<p>(1) 金銭消費貸借契約証書・抵当権設定契約証書等の受付後、福祉契約課長決裁により契約を締結（理事長印の押印）</p> <p>(2) 担保設定のため抵当権設定契約証書に代表者事項証明、委任状を添付し、金銭消費貸借契約証書（写）とともに契約者あて送付</p> <p>(3) 登記済みの抵当権設定契約証書、抵当権設定後の登記簿謄本の提出を受け、内容に誤謬がないか確認</p>	<p>(ウ) 設計設備、建物構造の変更の状況</p> <p>(エ) 建築単価の妥当性や建築基準法による構造の変更の状況（貸付条件等への影響の有無の確認）</p> <p>(オ) 貸付内定通知書記載の物件と抵当権設定契約証書記載物件との照合</p> <p>ウ. 資金計画の変更</p> <p>(ア) 建築資金等贈与金の入金を含む資金確保の状況、自己資金等による計画に沿った支払の状況</p> <p>(イ) 協調融資機関等からの当初借入条件等の変更の有無（追加借入等の発生の有無）</p> <p>(ウ) 補助金、交付金等の変更（減額）の有無</p> <p>(エ) 資金計画の減額変更等による償還計画の確実性を検証し、更なる自己資金の増加あるいは事業規模等の見直し等の検討</p> <p>エ. 金銭消費貸借契約証書と抵当権設定契約証書の内容確認等</p> <p>(ア) 借入者兼担保提供者（貸付先）、連帯保証人、担保提供者に係る住所・名称又は氏名について印鑑証明書と照合</p> <p>(イ) 連帯保証人承諾書と金銭消費貸借契約証書の保証人欄との筆跡の照合</p> <p>(ウ) 印鑑証明書の有効期限（発行日付－3カ月以内）の確認</p> <p>(エ) 押印された印影と印鑑証明書が同一の印影かの確認</p> <p>(オ) 万一に備え、借入者兼担保提供者（貸付先）等の捺印の確認</p> <p>(カ) 背貼り製本による証書の場合、裏表紙の割印の確認</p> <p>(キ) 印紙税法に定められた貸付金額相当の金額の収入印紙で、かつ、</p>	<p>・事業規模の妥当性</p> <p>・ "</p> <p>・ "</p> <p>・資金計画の妥当性</p> <p>・借入額の適正規模の検証</p> <p>・資金計画の妥当性</p> <p>・ "</p> <p>・金銭消費貸借契約証書の確認</p>

事務手続きの流れ	当機構が実施する主な具体的確認事項	確認のポイント
<p>【資金交付】</p> <p>1. 資金交付請求書の受付  資金交付後の支払予定業者及び支払予定額を確認するとともに、資金滞留とならない支払予定時期や振込指定口座に誤謬の有無の確認のうえ、福祉契約課長決裁により資金実行</p> <p>2. 抵当権追加設定契約の手続き  (1) 融資対象建物の保存登記完了後の登記簿謄本の提出を受け、抵当権追加設定契約証書を作成し、福祉契約課長決裁のうえ、抵当権追加設定契約証書、代表者事項証明、委任状を送付  (2) 抵当権追加設定契約証書及び抵当権設定後の登記簿謄本の提出を受け、内容に誤謬がないか確認</p> <p>3. 質権設定の手続き  火災保険契約申込書(写)、質権設定承認請求書(各保険会社の所定用紙)</p>	<p>割り印の有無の確認</p> <p>オ. 抵当権設定後の登記簿謄本の確認等  (ア) 抵当権設定契約証書と登記簿謄本との照合  (イ) 順位変更がある場合、抵当権順位変更契約証書と登記簿謄本との照合  (ウ) 登記識別情報通知、登記完了証の記載内容との照合</p> <p>ア. 資金交付請求書の記載内容等の確認  (ア) 振込先口座(金融機関、口座番号、口座名義人)と「貸付金送金先預金口座(変更)届」との照合  (イ) 法人住所、法人名、代表者名、代表者印と印鑑証明書との照合  (ウ) 資金交付請求額と担保評価額との比較  (エ) 資金交付請求金額と建築業者等からの請求額との比較  (オ) 資金交付の支払先、支払金額の確認  (カ) 資金交付による業者等への支払い時期の確認(資金実行後、業者等への支払が遅くとも1か月以内であること)  (キ) 施工業者等への支払に係る進捗状況(施工業者からの工事出来高調書による確認)</p> <p>イ. 融資対象建物の抵当権設定後の登記簿謄本の確認等  (ア) 抵当権追加設定契約証書と登記簿謄本との照合  (イ) 登記識別情報通知、登記完了証の記載内容との照合</p>	<p>・ 抵当権設定契約証書の確認</p> <p>・ 資金交付の妥当性の確認</p> <p>・ 抵当権設定内容の確認</p>

事務手続きの流れ	当機構が実施する主な具体的確認事項	確認のポイント
<p>により、火災保険証書の契約内容等を確認のうえ福祉契約課長決裁により法人に質権設定の依頼</p> <p>4. 最終資金交付  次に記載する事業完成を受け、最終交付</p> <p>【事業完成】</p> <p>1. 事業完成報告の確認  (1) 事業完成報告書に次の書類の提出を受け、事業完成確認後、福祉貸付部長決裁により法人あて事業完成確認した旨を通知  ・ 検査済証(写)、交付決定通知書、物品売買契約書(写)、預金通帳(写)、銀行等の振込受領書(写)</p> <p>(2) 事業完成後、3ヵ月を経過しても事業完成報告書の提出がないときは公文書にて督促、また、必要に応じ「福祉貸付事業実地調査(福祉契約課分)について」に基づく実地調査の実施</p>	<p>ウ. 質権設定済み火災保険証券の付保金額等内容の妥当性等  (ア) 保険金額の付保金額の状況(付保指定物件の時価と同程度の額の必要性)  (イ) 付保指定物件の時価が債権額を大幅に上回った場合、付保割合条件付き実損補填条項を付した損害保険の有無(契約金額が貸付金額の1.3倍以上の額が必要)  (ウ) 付保指定物件の所在地、建物構造、面積等の内容と建築確認通知書等との突合  (エ) 質権設定承認済火災保険証券の押印の有無</p> <p>ア. 事業完成の報告の確認  (ア) 建築工事費や設備備品費の減額による貸付金額への影響の確認  (イ) 補助金等の増額による貸付金額への影響の確認  (ウ) 機構以外の借入金の増額による償還計画への影響の確認  (エ) 収入支出の状況、資金滞留の状況、未払い金等の発生の状況  (オ) 介護職員の確保や入居者の受入れの状況(特に創設法人の場合)  (カ) 新規採用職員の研修の状況</p>	<p>・ 質権設定による債権保全の検証</p> <p>・ 貸付限度額の検証</p> <p>・ //</p> <p>・ 借入金の適正規模の検証</p> <p>・ 収入支出状況等の把握</p> <p>・ 事業実施の確実性の検証</p> <p>・ //</p>

平成20年3月28日  
独立行政法人福祉医療機構

## 医療貸付に係る病院融資の基本方針（ガイドライン）について

# 医療貸付に係る病院融資の 基本方針（ガイドライン）

### 1. 基本方針

独立行政法人福祉医療機構の医療貸付事業は、国の進める質の高い効率的な医療を提供するための医療制度改革に即した医療提供体制の構築等の施策と連動し、医療分野の基盤整備を進めるため、医療施設の設定・整備又は経営に必要な資金を長期・低利・固定による貸付けを実施している。

国においては、医療を取り巻く環境の変化に対応するため、平成18年に良質な医療を提供する体制の確立を図るため医療法が改正され、都道府県は、厚生労働大臣の定めた医療提供体制の確保に関する基本方針に即して、かつ地域の実情に応じて医療計画を定めることとしており、医療制度改革の中で医療機能の分化・連携を推進することを通じて、地域において切れ目のない医療の提供を実現することにより、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を構築し、国民の医療に対する安心、信頼の確保を図ることを目的として所要の改正が行われてきた。

また、当機構の融資については、政策金融改革の基本方針（平成17年11月29日経済財政諮問会議）の趣旨を踏まえた融資業務の見直しとして、政策評価・独立行政法人評価委員会による「独立行政法人福祉医療機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性（平成18年11月27日）」に基づき、厚生労働大臣から提示され、行政改革推進本部において決定（平成18年12月24日）した、「勧告の方向性における指図書事項を踏まえた見直し案」により、一層の政策連動性の確保と融資の重点化を図ることとされたところである。

これらを踏まえ、当機構においては、病院融資にあたり、国の医療政策と密接に連携を図る必要があることから、新たな都道府県の医療計画に基づき、4疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病）5事業（救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療及び小児医療）等に係る医療連携体制に位置付けられる政策優先度の高い地域医療等を実施する病院、又は、民間の金融機関では融資が難しい中小病院に融資対象を限定するなど、融資の重点化及び民業補完のより一層の徹底を図り、中期計画及びこの基本方針（ガイドライン）に従って融資を行うこととする。

## 独立行政法人福祉医療機構 医療貸付部



⑤ 小児医療（小児救急医療を含む。）

- (ウ) 医療法第30条の4第2項第5号へに規定する事業  
都道府県知事が疾病の発生状況等に照らして特に必要と認める医療

- (2) 融資基準等について  
融資の取扱いについては、別紙1、2のとおり

3 施行時期等について

平成20年4月時点で策定されている医療計画は脳卒中のみであり、その他の疾病及び事業に係る医療計画については、都道府県の状況に応じて平成20年度未までに策定されることになったことから、制度の公平を期すために上記措置については平成21年度より施行するものとする。

また、各都道府県の医療計画の策定状況を踏まえ、必要に応じてこのガイドラインについても、見直しを行うこととする。

2 病院に対する融資の重点化について  
福祉医療機構（医療貸付）が融資する病院については、基本方針に即して次のとおり融資の重点化を図るものとする。

- (1) 融資対象施設の重点化について  
ア 500床以上の病院について  
医療法第30条の4第2項第2号に基づき、次の事業に係る医療提供体制施設相互間の機能の分担及び業務の連携を確保するための体制（以下「医療連携体制」という。）に位置付けられる政策優先度の高い地域医療等を実施する病院の当該部門の整備への融資に限定する。

- (ア) 医療法第30条の4第2項第4号に基づき、厚生労働省令（医療法施行規則第30条の28）で定める事業

- ① がん
- ② 脳卒中
- ③ 急性心筋梗塞
- ④ 糖尿病

- (イ) 医療法第30条の4第2項第5号イ～ホに規定する事業

- ① 救急医療
- ② 災害時における医療
- ③ へき地の医療
- ④ 周産期医療
- ⑤ 小児医療（小児救急医療を含む。）

- (ウ) 医療法第30条の4第2項第5号へに規定する事業

都道府県知事が疾病の発生状況等に照らして特に必要と認める医療

- イ 500床未満の病院への融資  
医療法第30条の4第2項第2号に基づき、次の事業に係る医療連携体制に位置付けられる政策優先度の高い地域医療等を実施する病院に優先的に融資する。

- (ア) 医療法第30条の4第2項第4号に基づき、厚生労働省令（医療法施行規則第30条の28）で定める事業

- ① がん
- ② 脳卒中
- ③ 急性心筋梗塞
- ④ 糖尿病

- (イ) 医療法第30条の4第2項第5号イ～ホに規定する事業

- ① 救急医療
- ② 災害時における医療
- ③ へき地の医療
- ④ 周産期医療

500床以上

当該申込施設を、管理部門、病棟部門、診療部門に区分し、下記のとおり融資対象部分を設定する。

- 管理部門 すべて融資対象外とする。
- 病棟部門
  - ・ 疾病別に区分できる場合  
(表1のとおり、病院が担う政策医療対象疾患の機能に着目して、病棟単位で区分して融資対象とする。)
  - ・ 疾病別に区分できない場合  
(表2のとおり、定点における病院が担う政策医療対象疾患に該当する疾病別入院患者数を許可病床数で按分し、そのシェアに応じて融資対象とする。)

- 診療部門 すべて融資対象とする。

(表1) 医療計画に基づき実施する政策優先度の高い事業等 (疾病別に区分できる場合)

事業等	摘要
1) がん	がん病棟
2) 脳卒中	循環器病棟 (脳)
3) 急性心筋梗塞	循環器病棟 (心臓)
4) 糖尿病	—
5) 小児救急を含む小児医療	小児病棟等
6) 周産期医療	NICU及び産科病棟等
7) 救急医療	病棟全体 (救命救急センター)
8) 災害医療	病棟全体 (災害拠点病院)
9) へき地医療	病棟全体 (へき地医療拠点病院)
10) 4疾病5事業以外で、都道府県知事が疾病の発生状況等に照らして特に必要と認める医療	精神科病棟、結核病棟等

(表2) 医療計画に基づき実施する政策優先度の高い事業等 (疾病別に区分できない場合)

事業等	融資(算出)対象	摘要
1) がん	取扱い実患者数	国際疾病分類 C00～C97が対象
2) 脳卒中	取扱い実患者数	国際疾病分類 I60～I69が対象
3) 急性心筋梗塞	取扱い実患者数	国際疾病分類 I21～I22が対象
4) 糖尿病	取扱い実患者数	国際疾病分類 E10～E14が対象
5) 小児救急を含む小児医療	取扱い実患者数	15歳以下の入院患者が対象 (重症心身障害児を含む)
6) 周産期医療	取扱い実患者数	産科の入院患者及び婦人科の不妊治療の入院患者が対象
7) 救急医療	取扱い実患者数	救急外来から入院した患者のうち、上記表の1)～6)に掲げる疾患に該当しない入院患者が対象
8) 災害医療	—	—
9) へき地医療	—	—
10) 4疾病5事業以外で、都道府県知事が疾病の発生状況等に照らして特に必要と認める医療	取扱い実患者数	—

(注) 表中の疾患は、一人の患者が罹患している主な疾患とする。

## 500床未満

### ○融資の優先方法

- 1 年間事業枠を政策優先度の高い病院に、優先的に配分する。
- 2 同時期に受理した案件について、政策優先度の高いものの審査を優先する。

### ○政策優先度の区分

当該地域における医療の質及び量の充足度を勘案して、都道府県の医療計画に位置付けられているか、都道府県の基準病床数が不足している地域かを基準にして、政策優先度の高いものから区分する。

なお、各都道府県の医療計画の策定状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととする。

#### (第1区分)

都道府県の医療連携体制に位置付けられる病院で、かつ、基準病床数の不足している地域における事業計画を有する病院を第1区分とする。

#### (第2区分)

①都道府県の医療連携体制に位置付けられる病院であるが、基準病床数の充足している地域における事業計画を有する病院を第2区分とする。

②都道府県の医療連携体制に位置付けられない病院であるが、基準病床数の不足している地域における事業計画を有する病院を第2区分とする。

#### (第3区分)

都道府県の医療連携体制に位置付けられない病院であり、基準病床数の充足している地域における事業計画を有する病院を第3区分とする。

安定

# 経営安定化資金の融資拡充について

## 融資条件の拡充を図り安定的な経営を支援します。

経営安定化資金は、経済情勢の悪化による経営環境の変化により、一時的に資金不足を生じている病院、診療所および介護老人保健施設の経営の安定化を図るための長期運転資金をご融資する制度です。

平成22年4月から融資利率の引下げや、個人保証を必要としない制度の創設など、更にご利用しやすくなりました。

また、今般、申込期間がさらに1年間延長（平成24年3月まで）になりましたので、改めてご案内いたします。

### ご利用いただけるお客さま

病院、診療所および介護老人保健施設を開設されている方で、経営環境変化により資金繰りに困難をきたしている医療機関の経営者の方

### ご融資の条件

1. 融資額	病院 7億2千万円以内 介護老人保健施設 1億円以内、診療所 4千万円以内 (ただし、担保価格の範囲内の額)
2. 融資利率	個人保証がある場合：年1.1%（平成24年3月31日現在） 個人保証がない場合：年1.3%（平成24年3月31日現在）
3. 融資期間	病院 10年以内（うち据置期間1年以内） 介護老人保健施設及び診療所 7年以内（うち据置期間1年以内）
4. 担保	原則不動産担保の提供が必要となります。 〔保証人が1名以上いる場合は、1千万円までは無担保融資可能〕 〔不動産担保がない場合は診療報酬債権等のみの担保でも可能〕
5. お申込期間	平成24年3月末まで
6. その他	機構で行う経営診断を受けていただきます。

※ご融資には審査があります。

### お問い合わせ・申込先

詳細につきましては、こちらにご照会ください。

● 開設地が東日本（北海道～三重県）の場合  
東京本部 医療貸付部医療審査課 TEL 03-3438-9937  
FAX 03-3438-0659

● 開設地が西日本（福井県～鹿児島県）の場合  
大阪支店 医療審査課 TEL 06-6252-0219  
FAX 06-6252-0240

**WAM** 独立行政法人福祉医療機構

産科医療機関等のみなさまへ：平成22年4月から改定制度を導入

## 出産育児一時金等の制度見直しに伴う運転資金のご融資について

当機構においては、出産育児一時金等の直接支払制度の実施に伴い入金が遅れることによる一時的な資金不足に対して運転資金（つなぎ資金）をご融資しております。

平成22年4月より、融資利率の引き下げや担保・個人保証の要件緩和など、更にご利用しやすくなりました。

また、今般、申込み期間がさらに1年間延長（平成24年3月まで）になりましたので、改めてご案内いたします。

### 条件緩和の主なポイント

- 【融資利率】個人保証がある場合：年0.8%（平成24年3月31日現在）  
個人保証がない場合：年1.0%（平成24年3月31日現在）
- 【無担保融資】無担保融資の上限額を廃止
- 【申込み期間】平成24年3月末まで（1年間延長）

### ご利用いただける方

お産を取り扱う病院、診療所及び助産所を開設されている方

### ご融資の条件

1. 貸付限度額	制度の見直しに伴い入金が遅れる期間の分娩見込件数×42万円
2. 融資利率	個人保証がある場合：年0.8%（平成24年3月31日現在） 個人保証がない場合：年1.0%（平成24年3月31日現在）
3. 融資期間	7年以内（うち据置期間 1年以内）
4. 担保	原則不動産担保の提供が必要となります。 ・不動産担保が無い場合は診療報酬償権等のみの担保でも可能 ・保証人が1名以上いる場合は、無担保融資（上限額なし）が可能 また、開設者が個人の場合は、無保証人でも無担保融資が可能
5. 申込期間	平成24年3月末まで

- ※ ・融資利率は、ご契約時の利率が適用されます。  
・ご融資には審査があります。

### お問い合わせ・申込先

詳細につきましては、こちらにご照会ください。

- 開設地が東日本（北海道～三重県）の場合  
東京本部 東京都港区虎ノ門4-3-13 神谷町セントラルプレイス9階 医療貸付部医療審査課 TEL03-3438-9937
- 開設地が西日本（福井県～鹿児島県）の場合  
大阪支店 大阪市中央区南本町3-6-14 イトウビル3階 医療審査課 TEL 06-6252-0219

WAM 独立行政法人福祉医療機構

平成23年7月25日  
(平成24年5月16日改定)  
独立行政法人福祉医療機構  
医療貸付部

平成23年(2011年)東日本大震災に  
かかる災害復旧資金の概要(医療貸付)

1. 対象範囲

平成23年東日本大震災により被災された医療関係施設等の開設者であって、その旨が確認できる被害に関する証明書等(市町村長その他相当の機関が発行)の提出が可能なる方を対象とします。

但し、上記証明書等の提出が困難な場合であっても融資の対象となる場合がありますので、別途ご相談ください。

2. 貸付対象施設等(各施設の詳細につきましては、次のリンクをご参照ください。)

病院、診療所、介護老人保健施設、医療従事者養成施設、助産所、指定訪問看護事業及び薬局(調剤部門に限る・新築追加)

3. 貸付金の種類

建築資金、機械購入資金、長期運転資金

4. 貸付限度額

○建築資金

災害復旧資金		通常
病院	所要額の 100%※	7億2,000万円
診療所		5億円
介護老健		7億2,000万円

※所要額は補助金を除きます。貸付額は担保額を上限としております。

○機械購入資金

災害復旧資金		通常
病 院	所要額の 100%※	7億2,000万円
診療所		2,500万円
介護老健		5,000万円

※所要額は補助金を除きます。貸付額は担保額を上限としております。

○長期運転資金

災害復旧資金		通常
病院 診療所 介護老健	診療(介護)報酬 の3か月分	1,500万円 300万円 1,000万円

融資率

災害復旧資金	通常
100%	70~80%

建築資金及び機械購入資金については所要額とし、長期運転資金については上限額の引き上げ等の措置を講じております。

※建築資金及び機械購入資金については1,000万円まで、

長期運転資金については3,000万円まで無担保での融資が可能です。

5. 償還期間(据置期間)

建築資金にかかる据置期間について最長5年間まで延長(従来は最長3年間)。  
また、機械購入資金(先進医療機器に係るものを含む)及び長期運転資金について償還期間と据置期間を延長。  
さらに、第2次補正予算により二重債務となる方に対応するため、建築資金の償還期間を最長39年(病院・介護老健)に、機械購入資金の償還期間を最長15年(全施設・事業)に延長。

※二重債務となる方とは…

東日本大震災以前から施設及び事業を経営するための債務(民間の金融機関からの借入金を含む)を有し、東日本大震災により施設等が全壊・半壊するなどの被害を受けたことにより、災害復旧のため新たに機構からの融資を希望している方です。

◆福祉医療機構からの既任債務のある方は、こちらをご覧ください。

○建築資金

	災害復旧資金 (二重債務となる方)	災害復旧資金	通常
病院 (償還期間 と据置期間)	最長39年 (最長5年)	最長30年 (最長5年)	最長30年 (最長3年)
	最長39年 (最長5年)	最長30年 (最長5年)	最長30年 (最長3年)
介護老健	最長30年 (最長5年)	最長20年 (最長5年)	最長20年 (最長2年)
診療所			

○高価医療機器のうち先進医療に係る機械購入資金(病院のみ)

	災害復旧資金 (二重債務となる方)	通常
償還期間 (うち据置期間)	最長15年 (最長5年)	10年 (6か月)

○機械購入資金

	災害復旧資金 (二重債務となる方)	通常
償還期間 (うち据置期間)	最長15年 (最長5年)	5年 (6か月)

○長期運転資金

	災害復旧資金	通常
償還期間 (うち据置期間)	最長15年 (最長5年)	3年 (6か月)

6. 貸付利率(東日本大震災にかかる利率)

各施設毎の利率はこちら↓  
〈病院 診療所 介護老人保健施設 医療従事者養成施設 助産所 指定訪問看護事業 薬局〉

(平成24年5月16日現在)

資金 種類	施設 種類	償還期間	貸付金額	契約締結から			通常 貸付利率 (甲種) 1.20% (0.80%) 1.50% (0.80%) (二重債務となる方への対応) 1.20% (0.80%) (二重債務となる方への対応)
				当初5年間	6.7年目	8年目以降	
建築資金	病院	20年以内	~7.2億円 7.2億円超	無利子 0.30% (無利子)	0.30% (無利子)	1.20% (0.80%)	1.20% (0.80%) 1.70% (1.30%)
		20年超 30年以内	~7.2億円 7.2億円超	無利子 0.60% (無利子)	0.60% (無利子)	1.50% (0.80%)	2.00% (1.30%)
		30年超 39年以内	~7.2億円 7.2億円超	無利子 0.60% (無利子)	0.60% (無利子)	1.50% (0.80%)	(二重債務となる方への対応)
		20年以内	~7.2億円 7.2億円超	無利子 0.30% (無利子)	0.30% (無利子)	1.20% (0.80%)	1.20% (0.80%) 1.70% (1.30%)
	診療所	20年超 30年以内	~7.2億円 7.2億円超	無利子 0.60% (無利子)	0.60% (無利子)	1.50% (0.80%)	(二重債務となる方への対応)
		20年以内	~7.2億円 7.2億円超	無利子 0.30% (無利子)	0.30% (無利子)	1.20% (0.80%)	1.20% (0.80%) 1.30% (0.90%)
	介護老健	20年以内	~7.2億円 7.2億円超	無利子 0.30% (無利子)	0.30% (無利子)	1.20% (0.80%)	1.60% (0.90%)
		20年超 30年以内	~7.2億円 7.2億円超	無利子 0.60% (無利子)	0.60% (無利子)	1.50% (0.80%)	(二重債務となる方への対応)
	養成施設	20年以内	~7.2億円 7.2億円超	無利子 0.30% (無利子)	0.30% (無利子)	1.20% (0.80%)	1.70% (1.30%)
		20年超 30年以内	~7.2億円 7.2億円超	無利子 0.60% (無利子)	0.60% (無利子)	1.50% (0.80%)	(二重債務となる方への対応)
助産所	15年以内	~7.2億円 7.2億円超	無利子 0.30% (無利子)	0.30% (無利子)	1.20% (0.80%)	1.70% (1.30%)	
	15年超 20年以内	~7.2億円 7.2億円超	無利子 0.30% (無利子)	0.30% (無利子)	1.20% (0.80%)	(二重債務となる方への対応)	
訪問看護	7年以内	~7.2億円 7.2億円超	無利子 0.30%	0.30%	1.20%	1.30%	
	7年超 20年以内	~7.2億円 7.2億円超	無利子 0.30% (無利子)	0.30% (無利子)	1.20% (0.80%)	(二重債務となる方への対応)	
薬局	10年以内	~7.2億円 7.2億円超	無利子 0.30%	0.30%	1.20%	(二重債務となる方への対応)	
	10年超 20年以内	~7.2億円 7.2億円超	無利子 0.30% (無利子)	0.30% (無利子)	1.20% (0.80%)	(二重債務となる方への対応)	
機械購入資金	病院の高額医療機器のうち先進医療機器	13年以内	貸付金額	当初5年間	6.7年目	8年目以降	
		13年以内	~7.2億円 7.2億円超	無利子 0.10%	0.10%	0.20%	1.20%
	すべての医療機器	8年(13年)超 15年以内	~7.2億円 7.2億円超	無利子 0.10%	0.10%	0.20%	1.00%
		長期運転資金	貸付金額	当初5年間	6.7年目	8年目以降	
全施設	10年以内	~7.2億円 7.2億円超	無利子 0.10%	0.10%	0.20%	1.00%	
	10年超 15年以内	~7.2億円 7.2億円超	無利子 0.40%	0.40%	0.50%		

1. 保証人の免除を希望する場合は、上記利率に0.20%を上乗せします。
2. 利率の( )は、10年経過ごと金利見直し貸付における当初10年間の適用利率です。
3. 網掛け部分は二重債務となる方に限った優遇措置です。
4. 貸付契約時点の金利を適用します。
5. 利率は金利情勢にあわせて見直しますので、お問い合わせください。

貸付条件等の詳細については、お問い合わせ下さい。

(問い合わせ先)

独立行政法人福祉医療機構 医療貸付部 医療審査課

TEL 0120-3438-63 (平日9:00~19:00)

FAX 03-3438-0659

E-Mail [wam\\_iryoudi@wam.go.jp](mailto:wam_iryoudi@wam.go.jp)



## 新規契約分の利差額について（平成 23 年度）

（単位：百万円）

区 分	23年度
新規契約額（調達額を同額設定）(A)	85,013
新規貸付平均利率(B)	1.371%
新規調達平均利率(C)	1.272%
新規借入金平均利率	1.283%
新規債券平均利率	1.221%
金利差(D) = (B - C)	0.099%
金利差額(E)	39

### 〈測定基準〉

- A欄：平成 23 年度の新規貸付契約額から、無利子期間を設けている福祉貸付に係る契約額等を控除した額を計上
- B欄：平成 23 年度末時点において、平成 23 年度の新規貸付契約に係る利率を新規貸付契約額で加重平均して算出
- C欄：新規調達平均利率 = 平成 23 年度の新規貸付契約額（A）の財源について、330 億円を財投機関債で調達し、残りは全て新規の財政融資資金借入で調達したものと仮定して算出。算出に当たって、財政融資資金借入の利率は新規借入金平均利率を、財投機関債の利率は新規債券平均利率を適用した。
- 新規借入金平均利率 = 平成 23 年度末時点において、平成 23 年度の新規財政融資資金借入に係る利率を借入額で加重平均して算出
- 新規債券平均利率 = 平成 23 年度末時点において、平成 23 年度に発行した財投機関債に係る利率を財投機関債発行額で加重平均して算出
- E欄：金利差額 = 各月の新規貸付契約について、それぞれ月初に全て契約したと仮定した場合における利差額を算出

# 東日本大震災に係る返済猶予及び免除の状況について

## 1 元利金の返済猶予の実施（震災直後）

- 東日本大震災の被災地域に社会福祉施設及び医療施設等を有する1,998件の貸付先に対し、当面6か月の元利金の返済猶予に関するご案内を2回送付（平成23年4月及び5月）
- また、連絡の取れない貸付先等に対して、理事長以下役職員が実地調査を行い、被災状況と返済猶予希望等を把握（平成23年4月及び5月に計53件）



### 当面6か月の元利金の返済猶予を実施した貸付先（193件）・・・(A)

区分	福祉貸付	医療貸付	全体
貸付件数	105件	88件	193件
貸付残高	152億円	304億円	456億円

## 2 元利金の返済猶予の延長等（平成23年8月実施）

- 上記1の返済猶予貸付先（193件）に対し、返済猶予後における取扱いに関するご案内を平成23年8月に送付し、貸付先の希望に応じて、次のとおり措置を実施

### ①返済猶予期間の延長・・・(B)

更なる返済猶予を希望する貸付先については、最長5年間の返済猶予を行うこととした。（71件、貸付残高約230億円：平成24年3月31日現在）

区分	福祉貸付	医療貸付	全体
貸付件数	27件	44件	71件
貸付残高	59億円	171億円	230億円

### ②返済再開にあたり変更契約を締結・・・(C)

返済猶予後において元利金の返済が可能との申し出のあった貸付先については、返済期間の延伸など必要な貸付条件の変更（契約）を行った。（47件、貸付残高約101億円：平成24年3月31日現在）

区分	福祉貸付	医療貸付	全体
貸付件数	16件	31件	47件
貸付残高	25億円	76億円	101億円

### ③返済猶予後に正常返済を実施・・・[D=A-(B+C)]

返済猶予後において、当初の金銭消費貸借契約証書の返済条件どおりに正常返済を再開した。（75件、貸付残高約125億円：平成24年3月31日現在）

区分	福祉貸付	医療貸付	全体
貸付件数	62件	13件	75件
貸付残高	68億円	57億円	125億円